

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成20年11月18日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

11月18日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（南野直司委員、原田平委員、野原修委員）	
認定第6号、認定第9号の審査	43
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（南野直司委員、原田平委員、野原修委員）	
散会の宣告	61

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年11月18日(火) 午前10時 開会
午後4時21分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 野原 修 委員 木村勝彦
委員 南野直司 委員 原田 平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 中谷久夫 同部次長兼建築住宅課長 長野俊郎
都市整備部参事 小山和重 都市計画課長 新留清志 同課参事 長江雅彦
建築指導課長 大田博和 まちづくり支援課長 土井正治 同課参事 浅田直廣
建築住宅課参事 林 弘一
土木下水道部長 栗屋保英 同部次長 宮川茂行
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 同部参事兼道路課長 藤井義己
同部参事兼交通対策課長 大砂 渉 道路課参事 堀 和夫 同課参事 山本博毅
交通対策課参事 早川 茂 下水道業務課長 石川裕司 同課参事 芳浦定行
下水道整備課長 渡辺勝彦 同課参事 西村克己 下水道管理課長 山口 繁
同課参事 渡場修一 同課参事 川上昭人
水道部長 中岡健二

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第9号 平成19年度安威川、淀川右岸流域下水道組合会計歳入歳出決算認定
の件
認定第2号 平成19年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。連日、秋の行事等々でお忙しい中、きょうは建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、平成19年度の摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分のほか3件について、ご審査を賜るわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご認定賜りますよう、よろしく願いいたします。

一たん退席いたします。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、木村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。
補足説明を求めます。

栗屋土木下水道部長。

○栗屋土木下水道部長 おはようございます。

認定第1号、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、土木下水道部

にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料、節3、クリーンセンター使用料は(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター敷地を通行することに伴い、鉄道運輸機構から使用料を徴収したほか、関西電力の電柱等の使用料でございます。

目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は法定外水路占用料でございます。

目5、土木使用料、節1、道路使用料は関西電力ほか30件の道路占用料でございます。

36ページ、節3、公園使用料は関西電力ほか7件の公園占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、千里丘第1、第2、フォルテ摂津、摂津駅及び南摂津駅の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。そのうち駐車場用地使用料は千里丘第1自転車駐車場並びに正雀駅南第1自転車駐車場敷地内ほか1件の関西電力の電柱使用料でございます。

38ページ、項2、手数料、目1、節1、総務手数料のうち、下から2行目の諸証明手数料は道路幅員証明等48件の手数料でございます。

目2、衛生手数料、節5、し尿処理手数料は、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料でございます。

目3、農林水産業手数料、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示11件の手数料でございます。

40ページ、目4、土木手数料、節1、明示手数料で、当部に関係いたしますも

のは上から1行目、道路敷地境界等明示82件の手数料。上から3行目、公園明示6件の手数料、その下、自転車駐車場明示1件の手数料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節2、地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は下から1行目の府自然環境保全条例の事務の処理に関する経費交付金でございます。

節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節1、土木管理費委託金は大阪府からの河川環境整備工事委託金と、鶴野橋外ポンプ管理委託金並び自転車等移動保管業務委託金でございます。

56ページ、款17、寄附金、項1、目1、節1、寄附金は、上から3行目の緑化事業寄附金で、1件の寄附を受けたものでございます。

66ページ、款19、諸収入、項4、目1、雑入、節1、雑収入で、当部に関係いたすものは、上から4行目の公園みどり課、みどりの募金に係る助成金と、その下、道路課、路上放棄車処理協力金と、その下、交通対策課、自転車等移動保管料と、自転車等鉄屑処分金と、管理費返還金で、これはフォルテ摂津自動車駐車場の管理共益費の返還金でございます。その下、下水道整備課、踏荒し整地料でございます。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。事務報告書につきましては、公園みどり課は213ページから、道路課は219ページから、交通対策課は229ページから、下水道業務課は241

ページから、下水道管理課は247ページから、下水道整備課は261ページから記載いたしておりますので、あわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

160ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費、節7、賃金では、臨時職員賃金で、下水道業務課のし尿及び浄化槽汚泥に係る事務処理に従事する臨時職員2名の賃金でございます。

164ページ、目3、し尿処理費につきましては、その執行率93.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の97ページから98ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしまして、節7、賃金では、クリーンセンターにおいてし尿等の前処理業務に従事する臨時職員4名の賃金でございます。

節11、需用費では、クリーンセンターの維持管理に係る消耗品費や光熱水費、修繕料等でございます。

節13、委託料では、し尿収集運搬委託料ほか、クリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。

166ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、吹田市正雀終末処理施設に係る維持管理負担金及び整備負担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金では、し尿くみ取りから公共下水道への切りかえに伴うし尿くみ取り業者への補償金でございます。

続きまして172ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費につきましては、その執行率99.0%でございます。詳細につきましては、決算概要の102ページから103ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節7、賃金では水路やポンプ場の管理及びしゅんせつ等に係る賃金でございます。

節11、需用費では鳥飼中2号用水ポンプ修理工事外7件の修繕料などがございます。

節13、委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場の維持管理業務委託料でございます。

節15、工事請負費では、鳥飼上用水側溝改良工事外1件でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、河原樋水路事業外3事業の償還金負担金と、神安土地改良区負担金、鳥飼八町水路改修工事外3件の工事負担金などがございます。

178ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費につきましては、その執行率97.2%でございます。詳細につきましては、決算概要の107ページから108ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、180ページ、節13、委託料では、土木維持作業業務に係る委託料と、節16、原材料費では、土木維持作業に係る縞鋼板等の補修用材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金外2件と、節28、繰出金では、公共下水道事業特別会計に対する繰出金でございます。

目2、交通対策費につきましては、その執行率98.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の108ページから111ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、180ページ、節11、需用費では、放置自転車等保管事務所の光熱水費とカーブミ

ラーの修繕料等でございます。

182ページ、節13、委託料では、平成18年度から指定管理者に駐車場管理を委託しております委託料と、公共施設巡回バス運行管理業務委託料等外6件でございます。

節14、使用料及び賃借料では、JR西日本旅客鉄道株式会社より借地しております千里丘第2自転車駐車場外3件の土地借上料でございます。

節15、工事請負費では、交通安全対策工事としまして、道路課では道路反射鏡設置工事を、交通対策課では交差点改良工事及び夜間点滅交差点鎮設置工事を行うとともに、路面標示設置工事を行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、その主なものは市内循環バス運行補助金でございます。

項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費につきましては、その執行率は95.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の111ページから112ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、184ページ、節13、委託料では、都市再生地籍調査業務委託料と駅前広場管理委託料及びモノレール駅前広場管理委託料等でございます。

節18、備品購入費では、耐用年数により車両の買い換えを行ったものでございます。

目2、道路維持費につきましては、その執行率97.5%でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その内容といたしましては、節11、需用費の修繕料では、道路の維持補修を

行ったものでございます。

節13、委託料では、街路樹剪定委託業務外2件でございます。

節15、工事請負費は、学園町中央線外16路線の維持工事でございます。

目3、道路新設改良費につきましては、その執行率98.5%でございます。詳細につきましては、決算概要の113ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節15、工事請負費では、鳥飼西2丁目地内道路改良工事でございます。

目4、交通安全対策費につきましては、その執行率96.9%でございます。詳細につきましては、決算概要の113ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節13、委託料では千里丘三島線外1件の測量設計委託料と、千里丘45号線の道路改良関連委託料でございます。

節15、工事請負費では、新在家鳥飼上線歩道段差切り下げ工事外4件の交通安全対策工事でございます。

186ページ、項3、水路費、目1、排水路費につきましては、その執行率92.7%でございます。詳細につきましては、決算概要の114ページ、115ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費では、水路ポンプ施設に係る光熱水費及び修繕料などでございます。

節13、委託料では、味生排水機場ほか、市内各ポンプ場の設備保守点検委託や排水管及び水路しゅんせつ委託並びに味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託などでございます。

188ページ、節15、工事請負費で

は、番頭面水路安全柵設置工事を行ったものでございます。

節18、備品購入費では、耐用年数により車両の買い換えを行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、番田水門内水対策事業に係る負担金でございます。

項4、都市計画費、目1、都市計画総務費のうち、当部に関係いたします主なものは、節1、報酬のうち緑化推進嘱託員報酬と、節7、賃金の緑化推進員賃金でございます。

192ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、上から6行目の大阪府都市緑化協会負担金、その下、日本公園緑地協会負担金、その下、大阪都市公園協議会負担金で、公園に関係いたします負担金でございます。

節25、積立金では、緑化基金積立金でございます。詳細につきましては、決算概要の117ページから118ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

目3、緑化推進費につきましては、その執行率86.1%でございます。詳細につきましては、決算概要の119ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、194ページ、節16、原材料費では、花いっぱい活動に対する助成原材料購入及び市内花壇等の育苗用の堆肥及び花の苗や種などの原材料や、誕生記念植樹の樹木等の購入でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

目4、公園管理費につきましては、その執行率97.1%でございます。詳細

につきましては、決算概要の119ページから120ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費では、市内公園の電気代並びに水道料金、公園施設の修繕等を行ったものでございます。

節13、委託料では、公園等の除草清掃業務及びごみ収集業務、樹木剪定などの管理業務とあべりあ公園の台帳整備業務委託を行ったものでございます。

節15、工事請負費では、公園施設整備工事外2件、及び遊具の取替工事でございます。

節16、原材料費では、公園の維持管理に係る砂場の砂、鉄板蓋や塗料等の補修用材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、市内91か所のちびっこ広場を管理していただいている70の団体に対する管理補助金でございます。

目5、都市公園事業費につきましては、その執行率99.9%でございます。詳細につきましては、決算概要120ページから121ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その内容といたしましては、節19、負担金、補助及び交付金では、安威川ふれあいづつみ鶴野地区整備事業に伴います鶴野水路事業償還金負担金でございます。

次に、208ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費につきましては、執行率99.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の129ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節16、原材料費では、水防資材の備蓄を図っております。

節19、負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合及び安威川ダムの建設に伴う水源地対策特別措置法第12条に基づく負担金でございます。

以上、土木下水道部に係ります平成19年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 中谷都市整備部長。
○中谷都市整備部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、都市整備部における内容について目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、36ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節2、公営住宅使用料は、市営住宅使用料と市営住宅用地使用料でございます。

40ページ、項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち都市計画道路敷地境界明示手数料でございます。

節2、優良宅地等認定手数料は、租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定手数料でございますが、平成19年度は申請件数がなかったものでございます。

節3、都市計画手数料は、諸証明手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金は、耐震改修促進計画補助金と、耐震診断補助金でございます。

44ページ、節3、住宅費補助金は、地域住宅交付金でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金のうち、土地利用規制

等対策費交付金、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金と、府特定設備等安全確保条例交付金でございます。

54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節2、都市計画費委託金は、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金のほか、3件でございます。

58ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入、節1、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金でございます。

65ページ、項4、雑入、目1、雑入、節1、雑収入は下から2行目、都市計画図売却収入と、67ページ、上から建築確認申請者負担金、入居者負担金と光熱水費等負担金でございます。

次に、歳出でございますが、摂津市一般会計歳入歳出決算書の188ページをお開き願います。事務報告書につきましては、193ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、執行率75.0%でございます。詳細につきましては、決算概要115ページから117ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

188ページ、節1、報酬のうち、都市計画審議会委員報酬でございます。

190ページ、節9、旅費は普通旅費でございます。

節11、需用費で、その主なものは印刷製本費でございます。

節12、役務費は電波障害対策施設管理に伴う保険料でございます。

節13、委託料は、電波障害対策施設等維持管理委託料と、耐震改修促進計画委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料でございます。

192ページ、節18、備品購入費は庁用器具費で、現場調査に使用するデジタルカメラなどの購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金のうち、当部に関係いたしますものは、大阪府都市計画協会負担金、阪急正雀駅エレベーター設置補助金、JR千里丘駅エレベーター設置補助金と、耐震診断補助金外8件でございます。このうちJR千里丘駅エレベーター設置補助金につきましては1億2,370万3,000円を翌年度へ明許繰越いたしております。

目2、街路事業費では、執行率96.5%でございます。詳細につきましては、決算概要118ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

節8、報償費は、景観アドバイザー委員会及び景観審議会委員報償金でございます。

節9、旅費は普通旅費でございます。

節11、需用費のうち消耗品費でございます。

節12、役務費は南摂津駅に展示いたしておりました駅周辺模型の設置に伴います保険料でございます。

198ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、執行率94.6%でございます。詳細につきましては決算概要の122ページから123ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

節1、報酬は住宅管理人報酬でございます。

節9、旅費は普通旅費でございます。

節11、需用費で、その主なものは修繕料でございます。

節12、役務費は住宅管理に伴います管理者賠償責任保険料等でございます。

節13、委託料は昇降機保守委託料、

次のページの緊急通報設備管理委託料、基本設計等業務委託料のほか7件でございます。

節14、使用料及び賃借料は自動通報装置システム借上料でございます。

節15、工事請負費は旧市民プール解体工事請負費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、大阪府住宅まちづくり促進協議会負担金でございます。

節25、積立金は、市営住宅整備基金積立金でございます。

節27、公課費は、自動車重量税でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 質疑に入ります。

質疑のある方。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

それでは、決算概要を中心にご質問をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、初めに108ページ、交通安全対策推進事業、決算額355万4,427円についてでございます。道路交通の安全のための道路反射鏡の維持管理ということでございますが、この作業内容について基本的な部分でございますけれども、その作業内容の詳細についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく108ページ、道路反射鏡設置事業、決算額138万9,000円についてでございます。19年度は150万円の予算額でありましたが、これはどのように決定されたのか、20年度の予算額は350万円、23基設置予定ということであります。それとあわせて決算額138万9,000円で、9基設置されましたが、現在、摂津市内で

全部で何基設置されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、109ページ、交通安全推進協議会補助事業、決算額115万5,000円についてでございます。事務報告書にも掲載されておりましたが、事業内容について、詳細な部分をお聞かせいただきたいと思います。

それから、113ページ、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業、決算額128万1,000円についてでございます。この事業に関しまして、取り組まれた内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、117ページ、震災対策推進事業、決算額656万円についてでございます。この事業の中で地震に対する安全性の向上を図るために本市における木造一戸建て住宅の所有者が耐震診断を実施する場合に、その経費の一部を補助する耐震診断補助制度を実施していただいておりますけれども、利用実績についてお聞かせください。また、耐震診断及び改修実施の促進をどのように行われてきたのか、その点もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、120ページ、公園遊具補修事業、決算額224万8,575円についてでございます。事務報告書にもありましたが、滑り台やブランコなど、どのような補修をされたのか、具体的な部分になりますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

それから、また今後の取り組みなど、決まっておりますらお聞かせいただきたいと思います。

それから、公園遊具取替事業、決算額382万2,000円についてでございます。これも同じく事務報告書に工事概要がありましたけれども、中身について

お聞きしたいんですが、危険性が高いということで実施されたと認識いたしますが、取り替えの場合ですね、同じ遊具と取り替えられるのか。また、撤去してそのままの状態、例えば、何も設置されないといった事例などがあればお聞きしたいなと思います。

それと新たに設置されるときに、地域の方の声を聞いて、それを反映されたりしているのか、その部分も聞きたいと思っています。

それと市内の公園遊具に関しまして、すべて点検を実施されたのか、進捗状況と、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っています。

次に、123ページ、市営住宅管理事業、決算額2,176万6,261円についてでございます。鳥飼野々団地や鯨生野団地は、老朽化が進んでおりますし、他の市営団地にも関係することなんですけれども、今後、2011年7月までにアナログテレビ放送が終了して、デジタルテレビ放送に移行されますが、既存のアンテナやケーブルはデジタル放送に対応する環境にあるのかどうか、ここでちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

それと同じく123ページ、市営住宅建替え事業、決算額4,572万4,350円についてでございます。建替えのための基本設計を実施されて旧市民プール施設の一部解体撤去工事を実施されておりますが、進捗状況についてお聞きしたいと思っています。それとあわせて、平成23年度の入居予定であると認識いたしますが、具体的に何月ごろになるのか、この部分もあわせてお聞きしたいと思っています。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 それでは、南野委員の公園みどり課に対する質疑に答

弁させていただきます。

まず、6番目の公園遊具の補修事業について、詳細に説明させていただきます。

まず、修繕につきましては、遊具の中で基本的に一部を交換することによって、その機能が、再度発揮されるということで、すべて一部をかえているのが修繕の内容でございます。まず、修繕箇所、砂場の修繕でございます。これ三島3丁目ちびっこ広場で、砂場の木杵を取り替えております。

それと、次にブランコの修繕でございます。これは鳥飼野々公園と山田川公園、それから、東正雀ちびっこ広場、この3点につきましては、安全柵の支柱の補強を主に行っております。要するにブランコの安全領域がありまして、そのために柵を設けてます。その柵が根本が腐っておりますので、それを補修するために行っております。

それと万葉のちびっこ広場と鳥飼中ちびっこ広場につきましては、主に塗装と、支柱の補強を行っております。それから鉄棒の修繕でございますけれども、東正雀のちびっこ広場、これにつきましては塗装をやりかえております。

続きまして、滑り台の修繕でございます。これは東正雀のちびっこ広場と三島3丁目のちびっこ広場、これにつきましては、それぞれ塗装、傷んでおりましたので塗装をやり直しております。別府2丁目のちびっこ広場につきましては、支柱の補強を行っております。

続きまして、ラダーの修繕でございますけれども、これは市営別府住宅ちびっこ広場、これラダーの支柱がかなり腐っておりますので、その補強と塗装を行っております。

次、木製遊具でございますけれども、せんだん公園の支柱、せんだん公園につ

きましては、支柱の補強と取り替えを行っております。さくら公園におきましては、平均台の丸太の取り替えを行っております。それと平和公園におきましては、丸太の取り替え並びに木製遊具の金具の取り替え、これ主につてあるチェーンですね、それがかなり腐っておりますので、そのチェーンとボルトの取り替えを行っております。

それと市場池オアシス広場ほかの2か所でございますが、それは平均台の支柱の取り替え補強を行っております。

最後になりますけれども、健康遊具、これはさくら公園でベンチの板の取り替え、それから、鳥飼八町公園、これがバスケットの支柱の補強、それとりんどう公園ほか2か所、これは丸太の取り替えを行っております。以上が修繕の内容でございます、今後につきましては、補修をすることによって正常な状態になり、少しでも長く使用できるような形でやっていきたいなと思っております。

それと、後でまた、説明させていただきますけれども、定期点検の中で、かなりやっぱり修繕しなければならない箇所が出てきておりますので、21年度以降につきましては、額的にいきますと、この約3倍ぐらいの額を、この修繕に充てていきたいなと考えておりますので、よろしく願います。

続きまして、公園遊具の取替事業でございます。これにつきましては、まず、地元の意見を聞いてやっている方につきまして、これはすべて地元の自治会長さんと遊具を取り替える場合は、すべてお話し合いをさせていただいて、どのような遊具をつけさせていただきましょうかということで、協議をさせていただいております。その中で、ほとんどの遊具は前と同じ、例えば、くぬぎ公園であれば滑

り台、竹の鼻第2ちびっこ広場であれば滑り台、第1新緑も滑り台、昭和園も滑り台、昭和園第1公園も滑り台、これにつきましては、同じ形の滑り台を設置させてもらっています。

ただし、北別府ちびっこにおきましては、滑り台と鉄棒がございました。ただ、北別府ちびっこ、かなりちびっこ広場として面積が小さいものでございますので、地元の自治会長さんは、できたらスプリング遊具をつけてほしいという形がありましたので、パンダとポニーの遊具を2基設置させていただきました。

それと市場池公園につきましては、これは増設でございまして、以前、噴水がありました箇所を大阪府北部流域下水道の汚水幹線として使用してございました。その後、私どもの地元の要望でもってゲートボール場ができるような形のグラウンドを整備していただきました。その中で、やっぱり地元から出てきたのが、ゲートボールじゃなくて、小中学生が遊べるようなバスケット台が欲しいということがありましたので、それを設置させていただいたのが現状でございます。

それと同じく3点目の公園遊具の点検を、どのような形で行っていったかということについてご説明を申し上げます。公園遊具の内容について、昨年度中に新聞報道をされた公園遊具の事故の件数は20件を超えており、その都度、遊具の安全点検をするように、国及び府より通知が参っております。そのために遊具点検に専門的な知識を持った方に定期点検を委託して、遊具の老朽化の度合いを判定していただき、遊具の取り替え補修の指針として事故防止に努めてまいりたいと考えておりました。遊具につきましては、かなりの公園で老朽化が進んでおります。その中で遊具の事故防止について、

日常点検としては公園の遊具を専門に、職員1名で毎日、巡回しております。その頻度といたしましては、都市公園は月1回程度、ちびっこ広場は2か月に1回程度実施しております。この中で、この遊具については、これはもう取り替える状態ですよという形で、塗装が必要ですか、この遊具は、このまま使っても、まだ、良好ですよという形で、常に判定をしておりましたが、今回、公園遊具定期点検業務は日本公園施設業協会という団体に加盟している遊具業者で、専門的な知識を持つ、同協会が認定した公園施設製品安全管理士整備技師の資格を持った方で、公園遊具の定期点検を実施いたしました。その点検は目視、触診、聴診、打診及び測定器を使用して劣化基準診断を行います。その点検結果は公園施設製品安全管理士が判断基準用にA、B、C、D、4段階の総合判定をくだされます。その判定のうちA、Bにつきましては、問題がありませんが、C判定では修繕が必要であり、D判定では重要な部分に異常、または全体に劣化しており、至急対処が必要となっております。そこで今回、定期点検の結果について報告させていただきます。

実施いたしました箇所は都市公園等が37か所、ちびっこ広場が65か所で、計102か所が対象でございます。残りのちびっこ広場26か所でございますけれども、これ大半は新規に遊具が設置されたところか、それともある程度、傷んでいることというのがわかっている箇所が主なものでございまして、その中で調査した遊具の503基の判定結果といたしまして、D判定が56基、C判定が222基、B判定が162基、A判定が63基でございました。

修繕等を要するC、D判定の遊具の数

は278基あり、全体遊具に占める割合としましては55%で、約半数を超えております。今後の対応といたしましては、D判定の遊具につきましては、順次撤去してまいっております。撤去した遊具のかわりに、遊具設置は今年度と来年度の事業で実施する計画でおります。その意味で来年度の予算計上をいたしてまいります。C判定の修繕が必要な遊具につきましては、約3か年ぐらいですべての遊具が修繕できるよう、年度計画を立ててまいりたいと思います。今後は遊具による事故が未然に防げるよう日常点検と年1回の定期点検を実施してまいります。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀道路課参事 交通安全対策推進事業のカーブミラーの修繕料と道路反射鏡清掃委託料の作業内容について、答弁させていただきます。

道路反射鏡の交通安全対策推進事業の修繕料につきましては、道路反射鏡の老朽化や破損した鏡、支柱などの修繕と剥離しました整理番号、シール、注意標のシールなどの47基を去年、修繕を行っております。この内訳としましては、道路反射鏡全体を取り替えたものが5件、鏡、支柱、これを同時に取り替えたものが4件、既設の道路反射鏡を電柱へ共架したものが13件、鏡単体の補修、割れたものを補修しましたものが、取り替えということで12件でございます。あと支柱の取り替え、支柱のみの取り替えが5件でございます。

そのほかに鏡を追加したものの、それは整理番号シールの張りつけ、機能を充実させ方向修正したものが8件でございます。

次に、道路反射鏡の清掃業務です。清掃業務につきましては、安威川を以北、以南の二つの区域に分け、隔年ごとに清

掃を行っているところでございます。19年度は安威川以南の地区の道路反射鏡507基の清掃を行っております。清掃は、まず鏡面の泥、ごみなどを水で洗浄しており、洗浄をした後、あとは洗剤を流しまして、あとはふき仕上げという形で行っております。

次に、平成19年度の予算額の決定ということでございますが、道路反射鏡の設置につきましては交通事故防止の観点や安全対策として、たくさん市民の人からご要望をいただいております。設置に当たりましては交通量や道路の形態、設置条件など、諸条件を検討しながら必要箇所の現地調査を行って事故発生箇所や危険度の高い箇所から順次、設置しているところでございます。予算につきましては、年間9基から10基程度の設置を目標にしまして、約150万円の予算を毎年計上しております。

先ほどご質問の中にありました、20年度におきまして350万円の予算額ではないかということでございますが、今回の場合は柳田小学校、三宅小学校、また、味舌小学校、味舌東小学校の統廃合がございまして、この通学路の確保のために道路反射鏡の予算額を増額して行っております。あとご質問をされておりました道路反射鏡の数でございますが、平成20年7月に市内道路反射鏡の総点検を行っております。このとき確認した数が本市の道路反射鏡の管理する数としましては1,100基となっております。

○山本靖一委員長 大田課長。

○大田建築指導課長 それでは、5番目の耐震診断補助事業について、お答えいたします。

耐震診断補助制度の利用実績につきましては、平成19年度は19件でございます。耐震診断及び耐震改修の促進につ

いては、耐震診断は平成19年度、市の広報紙に4月、8月の2回の掲載と大阪府の府政だより7月号にも特集記事が組まれました。また、建築指導課のホームページにも掲載しております。なお、耐震改修補助につきましては、平成20年度に要綱を作成し、実施させていただいており、市の6月号のおしらせ版に掲載しております。また、20年度4月に促進計画のパンフレットを公共施設に配布と、9月の摂津市総合防災演習の参加者にも配布させていただいております。

○山本靖一委員長 山本参事。

○山本道路課参事 4番目の正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業の128万1,000円の事業内容についてお答えいたします。

阪急正雀駅前につきましては、道が狭小であり、人と車の流れがスムーズであるとは言えないため、十三高槻線の延伸も見据えた上で、駅前周辺での動線確保の検討を行うとともに、具体的な事業展開に向け平成19年度におきまして、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）測量設計業務委託として実施したものでございます。道路線形を決めるべく阪急正雀駅前南口エレベーターより府営摂津正雀住宅のデイハウス味舌までの約170メートルの区間において、現地測量予備設計委託を実施し、検討を行ったものでございます。事業計画につきましては、阪急正雀駅前交差点より南行きの正雀本町7号線、14号線を両側歩道2.5メートル、車道7.0メートルの総幅員12.0メートル、交差点より西行きの正雀南千里丘線を片側歩道3.5メートル、車道7.0メートルの総幅員10.5メートルで計画したものでございます。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、市営

住宅管理事業と市営住宅建替え事業に関連しますご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の既存市営住宅の地上デジタル放送対応についてであります。既存市営住宅のうち一津屋第1団地、第2団地につきましては、ケーブル会社の負担で既に対応済みでございます。その他の鳥飼野々、鯨生野、八町団地等の市営住宅につきましては、それぞれ入居者が個別でアンテナを設置され、視聴されているのが現状であります。

地上デジタル放送に移行されましても同様と考えており、既にデジタル放送を視聴されておられる方もおられますので、問題はないのではないかと慮いたします。ただ、委員ご指摘のケーブルが、そのまま使えるのであるかということにつきましては、入居者に確認をとりたいと考えております。よろしく願いいたします。

2点目の建替え事業の進捗状況と平成23年度入居予定が具体的に何月ごろになるのかとのことでございますけれども、建替え事業の進捗状況であります。昨年度基本設計等の業務を終えまして、本年度に入り地域住宅交付金を申請し、8月に建物の実設計業務を発注しております。3月末までの工期で現在、業務を進めているところでございます。

その中で9月6日と9月27日の2回、設計事務所をまじえまして鯨生野団地、鳥飼野々団地、両団地の代表者の方と昨年度行いました基本設計の概要の説明と今後、進める実施設計に反映するため設計協議を行っております。

入居者の方からは供用部分につきましてはエレベーターホールに掲示板が欲しいであるとか、各階に掲示板が欲しいとか、また、各部屋につきましては間取りとか部屋の建具の開き勝手はどうである

とか、押し入れの開きはどうであるとか、押し入れの中の段はどうなっているか、パイプにできないかとか、いろいろ、天袋があるのかとか、また、水回りはどうなっているのかとか、さまざまな意見がございました。これらの意見につきましては、できるだけ反映し、事業を進めていきたいと考えております。

それと既存入居者を対象にしました全体説明会につきましても、11月3日に鳥飼野々団地で開催しております。また、11月30日には鯨生野団地で開催を予定しております。鳥飼野々団地では建替え事業に前向きな意見を多くいただきまして、昨年の説明会とはちょっと違った印象でありました。また、説明会后、市役所、我々が帰ってから地元で協議され、建替えについての代表者2名も選任されて報告を受けております。

それと最後に、建替え事業による入居時期の予定でございますけれども、これにつきましては平成23年度末、平成24年3月末の完成予定でありまして、子どもさんの学校の関係とかもあると思いますので、この時期を目途に考えております。どうぞよろしくお願い致します。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 3番目の交通安全推進協議会補助事業の内容についてお答えさせていただきます。

交通安全推進協議会の主だった活動内容につきましては、交通安全運動としまして春、秋全国交通安全運動の実施を行い、市民の啓発及び周知を行っております。また、迷惑駐車追放運動ということで、迷惑駐車防止の啓発活動等も行っております。交通安全教育としまして、幼稚園、保育所の就学前の児童を対象としまして、信号の見方や横断歩道の渡り方、また、小学校3年と高齢者を対象としま

した自転車教室等を行っております。

また、交通安全運動の講習会、春・秋の運動にあわせて行っておりますが、この中で交通安全意識の向上と、マナーの向上を運転者に対して行っており、また、道路交通法の改正等があれば、それに対して警察等で紹介してもらおう等、行っております。

○山本靖一委員長 南野委員。

○南野直司委員 答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

交通安全対策推進事業についてでございますけれども、強度などの安全点検もあわせて実施していただいておりますが、設置されて、まだ新しいカーブミラーについてですね、例えば、今、新たに設置していただいておりますカーブミラーには随所に、例えば、つけ根のところですけども、犬のおしっこよけのプロテクターと言ったらいいんでしょうか、合っているかどうかあれですけども、黄色のやつをつけていただいております。ああいった部分を、まだ、新しいカーブミラーに関しては、後からつけれるのであれば、つけていった方が、そういった犬のおしっこ等で腐ってカーブミラーが倒れてしまうということを未然に防げるのではないかなというふうな観点で思うんですけれども、そういった部分ですね、どのように考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それと次の道路反射鏡設置事業についてでございます。予算を大幅に拡大してほしいという要望もあります。私自身も市民の方からいろいろカーブミラーの設置要望ということで聞いておりますし、今現在、市の方で地域の方からカーブミラーの設置要望というのは、一体どれぐらい要望として上がっているのか、その

点をお聞かせいただきたいと思っております。

それから交通安全推進協議会補助事業についてでございます。交通安全協会から、例えば、道路交通法の改正のポイントということで出ております。例えば、平成19年度でしたら9月に悪質危険運転者対策ということで出ております。それから、平成20年6月には後部座席のシートベルトの着用の義務づけ等々、道路交通法が、時々、改正されます。そういったときに、市民の人から詳しいことを知りたいということで、聞くことが多々あります。ホームページ等でダウンロードをして絵に書いてわかりやすいやつをお渡しして、見ていただくんですけども、今、本市としまして、交通対策課としまして、どのような方法で市民の方に周知の徹底を、こういった道路交通法の改正に伴ってされているのか、その部分をお聞かせいただきたいと思っております。

次の正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業についてでございますけれども、阪急正雀駅前に関しまして道路幅員の確保と歩道整備のための用地の取得等々あるとは思っておりますけれども、それと進捗状況をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

それと、あわせて具体的にいつごろに本格的な事業展開がなされるのか、これはわかる範囲でいいと思うんですけれども、その辺わかれば教えていただきたいと思っております。

それから、震災対策推進事業についてでございます。本市において昭和56年5月30日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けて建築されたもので、木造一戸建て住宅の条件を満たした建築物は、一体どれぐらいあるのか、その部分をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、公園遊具補修事業についてでございます。ご答弁をいただきまして、よくわかりました。今後におきましても十分な安全対策を実施していただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の公園遊具取替事業についてでございます。公園において子どもたちに安全な遊び場を確保するために実施していただいておりますが、今後におきましても公園広場の整備や遊具設置に関しましては、設計段階で自治会長さん等々にも取り替えの部分で意見を聞かれてやっていたらと思うんですけども、できたら、その子育て世代の方の意見を十分に取り入れていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。いずれにしても、子どもたちが伸び伸びと遊べる環境づくりをお願ひしたいと思ひます。要望としておきます。

それから、市営住宅管理事業についてでございます。デジタル放送の分で聞かせていただいたんですけども、今のアンテナとケーブルの方はちょっと確認していただけるということで、2011年の7月から、デジタル放送になります。新たな市営住宅はこれ以降に建設されてちょっと間があいてしまうということで、新たな住宅はデジタル放送対応でいけると思ひます。それまでの間ですね、ちょっとそういった今の状態ですね、対応していなかったら市民の方から、そういったご意見も聞かれるかなと思ひて、その質問をさせていただいたんですけども、また、ケーブルの方を確認していただいて、デジタル放送を見れるように対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、市営住宅建替え事業についてでございます。新たな市営住宅に関して、地震や災害に対する安全性の確保や入居される方の高齢化に伴うバリアフリー

化、それから、居住水準の向上などをどのように考えておられるのか、設計されるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。あわせて環境に配慮したまちづくりの観点から、どのように設計されるのか、例えば、オール電化を導入されるのかとか、そういった部分、お聞かせいただきたいと思ひます。

以上で2回目、終わります。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀道路課参事 まだ新しいカーブミラーについて、犬のおしっこをガードするプロテクターの取り付けはできないものかという質問でございます。私どもの方では犬のおしっこ対策として、支柱の根本に腐食ガードと、私らは呼んでいるんですが、それを取りつけているのは、これまづテストケースとして平成15年度から道路反射鏡の修繕を行う際、支柱を取り替える際に腐食防止を図るのを目的と、あと、啓発ということも兼ねて設置してきたものでございます。現在、本市では20か所の区域に分けて道路反射鏡を管理しておりますので、啓発の目的という意味では、まづ区域に1か所ずつ修繕を行うときに腐食ガードを取りつけるという形を考えてまいってきたところでございます。現在の取り付けの状況なんですけど、19年度につきましては、修繕で2か所、新設のカーブミラー、支柱を設置する場合につきましては5か所、7基設置しております。これで合計15基がつけられたということになっております。

また、開発行為におきましても、道路反射鏡の支柱に、そのように腐食ガードを設置するように指導はしているところです。今後、20年度、できる限り腐食ガードの設置という形で検討していきたいと思ひております。

既に設置されましたカーブミラーの支

柱に取りつけたらどうかというんですが、やはり新しいカーブミラーにつきましても、根本に傷とか腐食したところがありますと、上からかぶせてしまいますと、もうその腐食状況の進行とか、そういうのが目視できなくなりますので、どういう時点で転倒するかという予測が不可能になってくると思いますので、私どもの方でつけるのは、やっぱり新しい支柱、傷もない時点でつけていきたいなという考えを持っております。

次に、カーブミラーの予算を大幅に拡大できないかというご要望でございますが、平成20年につきましては、毎年150万円の予算額をもってカーブミラーの設置をしておりますが、小学校の統廃合による新たにできる通学路の安全対策ということで350万円の予算を計上しております。このカーブミラーの、先ほど、ちょっと順序が逆になるんですが、設置の要望というのは、重複することも含めてなんですが、この平成16年度から19年までの4年間で127件、要望が参っております。この間に私どもが設置できた件数が43件ということになっております。こういうこともございまして、道路管理をする上で今の、先ほど説明させていただきました折、道路反射鏡の管理する数が1,100基ということもございまして、これも維持管理していかなくちゃいけないと。しかし、私どもの方も、こういう要望が実際にふえている。今も指摘がございましたように、予算の拡大をお願いするという件も出ておりますので、今年度、平成20年度並の予算額の確保を目指して頑張っていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 3番目、交通安全推進協議会補助事業について、道路交

通法の改正について、市民周知の方法等についてご答弁させていただきます。道路交通法の改正等につきましては、パンフレット等を窓口に置いたり、ホームページ、市のホームページに載せておったり、それと、交通安全運転者講習会の開催時に運転者に講習会の中で説明等をさせていただきます。

○山本靖一委員長 大田課長。

○大田建築指導課長 2回目のご質問についてお答えいたします。一戸建て住宅の耐震性の条件を満たす建築物はどれくらいあるのかということでございますが、本市における木造戸建て住宅の戸数は1万3,880戸でございます。そのうち7,640戸が耐震性を満たす住宅ということでございます。

○山本靖一委員長 山本参事。

○山本道路課参事 2回目の質問の中の正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業について、阪急正雀駅前に関して道路幅員の確保と、歩道整備のため用地取得の進捗状況と具体的な、いつごろに事業展開されるかとのことですが、拡幅用地といたしまして、平成19年度に正雀本町7号線に正雀本町1丁目136番5を約92平米取得しております。現時点、平成20年度におきましては、正雀本町7号線の正雀駅南第3自転車駐車場から南側区域の用地確定測量を実施しているところでございます。

今後の予定といたしましては、現在、用地確定により用地の交渉を進めておりますが、平成21年度におきましても引き続き正雀駅周辺の交通の円滑化と通行の安全性を高める道路幅員の確保と、歩道整備のため用地取得、拡幅事業実施に向けた土地所有者等との協議を行う予定でございます。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、市営住宅の建替え事業にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

新たな市営住宅に関しましては、公営住宅法に基づくものでありまして、公営住宅整備基準というのがございます。居住水準の向上とか環境に配慮したということのご質問でございますけれども、この中で一定の基準が定められております。その中で耐震性とかにつきましては、いわゆる新耐震基準で設計されておりました、来年度予定しております建築確認申請時におきましては、構造計算が二重にチェックされるなどがございます。そしてまた、防火水槽を80トン設けるとか、個々の居住水準につきましては、居室の中につきましては全戸高齢化に伴うバリアフリーということで、全戸バリアフリーにいたします。

それと浴室、トイレ、玄関などにはすべて手すりの設置を考えております。水回りにつきましては、2DK、3DKに2タイプ、計3タイプございますけれども、すべておふろとかトイレというのは同じ大きさで考えております。

それとあと環境に配慮したまちづくりということで、オール電化ということでございますけれども、オール電化につきましては、先ほどご答弁申し上げました9月に地元と協議をした中でも要望がございまして、私どもの方でアンケートをとりたいたいということで、話をしますと、IHの調理器を体験したいというご意見がございまして、電力会社と両団地の地元の方等が協議されまして、それぞれの集会所で鯉生野が2回、そして、烏飼野々が1回、電力会社が調理器を持ってきて入居者に体験していただきました。その後、アンケートを10月の末にとっております。そのアンケートの結果は6

6戸のうち賛成が58戸、反対が2戸、どちらでもよいが2戸、未回収は4戸と、圧倒的にオール電化を望まれるということで、私どもも基本設計とは若干変わるんですけれども、オール電化で対応を考えております。現在、それで進めております。

オール電化につきましては、環境ということに考えますと、火を使わないのでCO2の排出はないと、ただ、エネルギー会社の中では、発電時に実際は環境面からは逆のことがあるんじゃないかというご意見もございますけれども、末端のユーザーにつきましては、火は使わないのでCO2を排出しないので環境に寄与するんじゃないかと考えておりますので、これで進めたいと思っております。

○山本靖一委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁ありがとうございます。交通安全対策推進事業についてでございます。ご答弁をいただきまして、よくわかりました。

それと、もう一つ気になるのが、ミラーの上のフードが割れた状態で、日が当たってかたくなって割れていると思うんですけれども、それが下にぱっとちらばったままになっている箇所も何個か見受けました。そういった部分も点検のときに、もしかえられるのであれば、かえていただいたらいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望としておきます。

それから、道路反射鏡設置事業についてでございますけれども、本当に先ほども申しましたけれども、市民の方からの要望がすごい多い事業でございます。本当に費用対効果というのがすごくあると思ひますので、危険箇所から随時設置していただいておりますけれども、本当に今以上に設置できますように、よ

ろしくお願いしたいと思います。要望としておきます。

それから、交通安全推進協議会補助事業についてでございます。ホームページ等、それから広報にも掲載していただいているということでございます。広報、これ6月15日の分ですけれども、載せていただいております、ここに。できたら、枠とか決まっておると思うんですけれども、こういった交通安全協会のパンフレットというんですか、これはカラーで絵つきになっているんですけれども、こんな絵を横に載せていただければ、もう少しわかりやすいかなと思いますので、その辺の工夫もしていただいて、よろしくお願いしたいと思います。要望としておきます。

それから、震災対策推進事業についてでございますけれども、将来、予想される大地震による被害を最小限に抑えるためにも引き続き耐震診断及び改修実施の促進を推進していただき、また、地震に本当に強いまちづくりを推進していただきますように、要望としておきます。

それから、市営住宅建替え事業についてでございます。ご答弁いただきまして、よくわかりました。それと今、南千里丘は環境に配慮したまちづくりをコンセプトとして、進めておられます。やっぱりそれとあわせてですね、新たな市営住宅の、そういった観点で、できる範囲は本当に環境に配慮した市営住宅づくりといえますか、そういった観点でどうか取り組んでいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田平委員 まず、歳入についてお尋ねをいたしたいと思います。

39ページ、し尿処理手数料及び浄化

槽汚泥処分手数料として掲載をされておりますが、収入未済額は41万4,200円となっておりますが、この内訳についてお尋ねをいたします。

それから、同じく36ページ、市営住宅の使用料についてお尋ねします。調定額から見てみますと約1割の収入未済額となっております。昨年度の決算からかなりふえていますが、その内容はどのようになっているのか、また、この使用料には駐車場の使用料も含まれているのか、お尋ねをいたします。

続いて、歳出に移ります。決算概要108ページ、土木維持作業事業の4,852万4,747円の内容について、そして、この所管が下水道管理課になっており、備考の、この明細のところには道路等、その他の付属物の維持補修となっております。ちょうど2年前の17年度決算の質問の答弁で、本来どこに所管を置くか検討してまいりたいというご答弁をいただいておりますが、この決算を見る限り、以前同様、下水道管理課において事業執行になっておりますが、17年度から2年を経た今日、どのような検討をされてきたのか、お尋ねをいたします。

続きまして、決算概要116ページ、阪急正雀駅エレベーター設置補助事業1億4,166万円の内容について、お尋ねいたします。あわせて同じページで、JR千里丘駅エレベーター設置補助事業として1億7,375万円の内容についてと、あわせてその5,004万7,000円の決算内容について、お尋ねをいたします。

続きまして、決算概要110ページ、千里丘第2自転車駐車場管理事業の土地借上料として350万5,000円の内容について、お尋ねいたします。

同じくフォルテ摂津自動車駐車場管理

事業の土地借上料227万4,700円、及びモノレール駅自転車・自動車駐車場管理事業の土地借上料1,170万9,968円の内容について、お尋ねいたします。

先ほど南野委員が正雀駅前の正雀南千里丘線外2路線の問題と、正雀駅前の問題を質問されましたので、少しだけお尋ねをいたしたいと思います。そういう測量設計をされて事業が進んでいくわけですが、この駅前にたしか6,000万円の予算がついておりますが、どのように今後、進んでいっているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、決算概要112ページ、道路維持事業の修繕料の4,499万3,837円の内容について、お尋ねをいたします。

続きまして、113ページ、千里丘三島線道路改良事業の測量設計委託料の430万5,000円の内容について、お尋ねをいたします。

続きまして、千里丘駅の駅周辺に関連をいたしまして一般質問でも取り上げておるわけですが、都市計画道路千里丘駅三島線の千里丘ガードの供用開始の予定は、たしか来年の3月、春ごろと聞いておりますが、供用開始後の、いわゆる千里丘駅前南交差点の駅ロータリーへ向かう右折レーンの設置計画はどのように進んできているのか、お尋ねいたします。

番田水門内水対策の負担金として494万2,000円がありまして、不用額として40万7,187円の不用額が出ておりますが、これについてお尋ねをいたします。

続いて、緑化推進員の賃金が204万円の執行となっておりますが、内訳についてお尋ねいたします。安威川ダムの建

設にかかわります、先ほどご説明ございましたが水特法12条にかかわる負担金として999万円の執行であります、橋下知事が就任をされて、その事業は先送りというふうになっておるように聞いておりますが、その経過についてお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、フォルテ地下駐車場の料金システムの問題で、以前に質問をいたしまして、各市、他市も機械化、料金徴収を機械化に進めてきております。そういう意味で、経費節減の関係から機械化を検討してはどうかという提言をいたしたんですが、その後、どのように検討をされたのか、お尋ねをいたします。

最後に都市公園の管理作業委託料として第1期が2,467万5,000円の執行、第2期が976万5,000円の執行となっております。それぞれ資料をいただいて検討をいたしたんですが、詳細についてご答弁をお願いしたいと思います。以上でございます。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 阪急正雀駅エレベーター設置補助事業とJR千里丘駅エレベーター設置補助事業の内容についてということで、ご説明いたします。平成19年度につきましては、まず、阪急正雀駅でございますが、1億4,333万3,000円をエレベーター設置補助金として計上しておりましたが、19年度末に完了実績としまして1億4,166万円を阪急正雀駅エレベーター設置に対する補助金として交付しております。この補助設備の内容につきましては、駅構内のエレベーターが2基、駅構内エスカレーターが2基、多機能トイレ、バリアフリー対応のトイレが1か所となっております。

それから、千里丘駅でございますが、平成19年度につきましては、当初1億

7, 375万円をエレベーター設置補助金として計上しております。この内訳につきましては、18年度の繰越分が1,806万円、それから19年度当初分が1億5,569万円であります。決算額につきましては5,004万7,000円の、この内訳でございますが、18年度の繰越分1,806万円と19年度の年度内の事業執行額3,198万7,000円の合計でございます。残りにつきましては1億2,370万3,000円を翌年度に繰り越しさせていただいております。事業内容につきましてはでございますが、駅構内のエレベーター2基、駅構内のエスカレーターが4基という内容になっております。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 公営住宅使用料についてご答弁申し上げます。公営住宅使用料につきましては、委員ご指摘のとおり、駐車場の使用料も含まれております。収入未済額の内訳につきましては家賃が12件、762万7,230円、駐車場使用料が2件、10万4,000円の合計773万1,230円となっております。昨年度決算と比較しますと173万1,230円と大きくふえております。また、団地ごとの内訳でございますが、家賃が八町団地1件、一津屋第1団地2件、一津屋第2団地6件、鯉生野第1団地1件、鯉生野第2団地2件で、合計12件。駐車場使用料は一津屋第1団地が1件、一津屋第2団地が1件の、合計2件となっております。

滞納につきましては、厳しい財政状況の中、また、公営住宅という目的や公平性からも放置できないものであることは十分に認識しておりまして、滞納整理に関しましては日々、徴収に努めております。個々の滞納者には、それぞれ深刻な

生活実態がありますが、滞納につきましては許されるべきものではなく、今後とも誓約書を提出していただき、分割納付など、滞納額がふえないよう収納率の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 土木維持作業にかかわります所管の内容につきまして、平成17年当時、たしか私の方から適材適所というような言葉も使った形で答弁させていただいたかと、このように考えております。そのような中で、昨年実績ですけれども、この執行に当たりまして、額面だけで申し上げますと、割合ですけれども、道路課の分が約4割、公園みどりが2割、下水道関係で2割5分と、他部のご要望等をお伺いしているのが1割強と、こういう状況になってございます。昨年度来、土木下水道部、特に下水道3課におきましてどういうふうな執行体制をとるかとかいうようなことも検討をしたところでございます。今のところ、この執行に当たりまして、私は今のところ何の不都合も発生していないからと、このように感じておる次第です。先ほどの体制の内容につきましても、いましばらく検討が必要かなというの、やはり高齢化が進んでいる状況の中での内容もございまして、もう少し時間をかける必要があるのかなと、ただ、維持の関係につきましても、今申し上げましたように、大きな支障になっているとは思っておりません、今の現状でというふうに思っておりますので、今の現状のまま下水道管理課の方に置いているという状況でございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 し尿手数料の件でございますけれども、これはすべて平

成19年度、現年度分の未済額でございます。

それから番田水門内水対策負担金で40万円の不用額が出ております。これは安威川左岸ポンプ場建設事業分のかい離が生じておるものでございまして、当初138万円程度見込んでおりましたけれども、実際には98万円ということで40万円程度の不用額となっておりますのでございます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 安威川ダムにかかわります水源地域対策特別措置法第12条第1項の負担について、ご説明させていただきます。この12条負担金は安威川周辺の整備事業にかかわる費用の持ち分を負担するものでございまして、関連市は大阪府を含み高槻市、茨木市、摂津市、吹田市、大阪市でございます。負担率は、それぞれ安威川ダムを整備せずに氾濫が起きた場合、そうした場合どれだけ浸水するかということ、ダムができることで、その浸水部分が解消できるかという受益面積の割合をもって算出されております。

総額につきましては、17億8,800万円の費用が算出されておりました、本市が受け持つ金額といたしましては協定書では1億7,862万1,200円を負担するようになっております。19年度に関しましては、19年度の総費用が1億でございますので、本市は9.9%でございますので999万円の負担をしております。

橋下知事がおっしゃった分でございますが、ダム本体の着手は本年度予定しておりましたが、来年度より着手すると、1年のおくれは生じておりますが、ダム本体の最終年度、完成は28年と伺っております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園みどり課につきまして、ご答弁申し上げます。まず、緑化推進員の賃金204万円でございます。これは2名の緑化推進員を採用いたしておりました、勤務は週4日、午前10時から午後4時30分までで、一人当たり月8万5,000円で年間102万円でございます。採用は、摂津市が実施しております花と木の実践養成教室を受講された、特に花づくりに情熱をかけておられる方の中より選んでまいりました。仕事の内容は鶴野苗圃での花苗の育成、それから、市内に点在しております花壇での花の植えかえ並びに管理業務、市内公園での低木の刈り込み等の業務を行っております。

続きまして、都市公園管理作業の内容で、特に仕事の内容でございますけれども、まず、公園管理作業、全体枠で3,444万円でございます。その中で、まず、費用的にいけますと都市公園が一番多く費用がかかっております。それが1,833万3,000円、それから、その次にふれあいづつみで518万1,000円、それから、ちびっこ広場で445万8,000円、ジョギングロードで407万8,000円、緑地緑道で38万円という形の事業費の構成をしております。

この箇所別に、例えば工種ごとにどのような形で事業費を使っているかといいますと、一番多く使っておりますのが、低木の剪定でございまして、これが全体に占める割合が35.7%ぐらい、約3分の1が低木の剪定でございまして、その次が高木の剪定と高木の強剪定、これ主に剪定でございまして、それが約25%、これが占める割合です。あとは草刈りですね、それが事業費でいまして約511万円ほど使っております、それが約

14. 7%という形で、あとはほとんど横並びで、大体5%ぐらい台の分で中木の剪定とか、あと幹ぶき、それから藤の剪定、薬剤散布、ショウブの管理、ショウブの管理なんかは、もう0点何%でほとんどの、費用的にはもう1%を切る値でございます。

あと梅林もございますけれども、これも大体1%を切る値でございます。

以上、全体の中でいきますと、やっぱり一番大きいのが、低木の刈り込みが一番大きいという形でございます。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 ご質問のうち駐車場、また駐輪場の土地借上料についてご説明申し上げます。千里丘駅第2自転車駐車場用地の借り上げにつきましては、630平米を西日本旅客鉄道株式会社から借りておるものでございます。同じくフォルテ摂津自動車駐車場の借り上げにつきましては、これにつきましても西日本旅客鉄道株式会社より626平米を借地、借り上げておるものでございます。それからモノレール駅の借地でございますけれども、南摂津駅前第2自転車駐車場、中央環状線の西側でございますけれども、2名の方からお借りをしております。面積につきましては、1,550平米ほどの面積をお借りしているものでございます。

○山本靖一委員長 山本参事。

○山本道路課参事 正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業の正雀駅前に約6,000万円の予算がつけられたが、どのように進んでいるのかということだったんですけれども、平成20年度におきましては、土地及び建物の鑑定手数料として500万円、用地測量委託料として500万円、移転補償費として5,000万円の計6,000万円

を計上させていただいておりますが、現時点、平成20年度におきまして正雀本町7号線の正雀駅南第3自転車駐車場から南側区域の用地確定測量を実施中であります。この今後の予定といたしましては、この現在、用地確定によりまして用地交渉を進めているところでございます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 千里丘駅南交差点の右折レーンということでございまして、道路課で今、取り組んでおる内容だけお答え申し上げます。この交差点につきましての現況幅員約11メートル、そこにおきまして両側歩道4.5メートル、車道を10メートル、総幅員19メートルで右折レーンを設けようということで、19年度におきまして実施設計を発注しております。先ほど申し上げた内容が実施設計で、こういうふうな右折レーンが必要ですよというようなことが出たのが、19年度の内容でございます。

あわせもって今現在、進めておりますのは用地が必要でございますので、その用地の確定測量を行っておるのが今年度の内容でございます。

続きまして、道路維持事業の修繕料4,499万3,837円の内容でございますが、内訳といたしましては、単価契約によりまして道路の舗装補修をやっておりまして、箇所数につきましては60か所、面積にいたしましては3,779平米、金額にいたしまして2,195万3,878円です。街路灯器具の補修37か所、212万8,444円です。溝ぶた側溝補修が19か所、1,179万1,258円、ガードレール安全柵補修が7か所、213万3,075円、その他としまして歩車道境界ブロック等、道路附属施設の補修11か所、698万7,182円、合計4,499万3,837円

です。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 フォルテ摂津地下料金システムの機械化の、その後のということでご質問に答えさせていただきます。

19年度にフォルテ摂津自転車駐車場、時間延長を行ったところでございますが、この時間延長を行ったときに、フォルテ摂津自動車の方の駐車場出入り口も関係があることから、再度、検証をさせていただきましたけれども、フォルテの防犯面からということで人員の配置は必ず必要ではないかということで、収支の方がやっぱり高いという面と、現在の構造上、ちょっと難しいということで、検証の結果、今のところそういうところになっております。

○山本靖一委員長 千里丘三島線の430万円の改良事業の中身を教えてください。藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 平成19年度におきまして、千里丘駅南交差点の右折レーンも含めまして、実施設計委託を行っております。道路線形を決めるために、千里丘駅駅前の南交差点から産業道踏切以南までの約450メートルの区間におきまして、検討を行ったものでございます。特に千里丘駅南交差点から三島幼稚園までの区間、延長約165メートルは、現在の道路幅員は11メートル程度で未整備の状態でございます。以前よりご指摘いただいております駅の交差点、駅前交差点の右折レーンを含めた形で両側歩道を含む拡幅整備につきまして、都市計画道路の計画幅員20メートルから25.5メートル、これ計画決定を打っております。この計画決定区域内で道路整備を実施しようということで実施設計を行いました。その内容としましては、

先ほど言いましたように、標準部分ではトータル幅員18メートル、車道幅員が9メートル、両側歩道4.5メートル、先ほど言いました交差点部分におきましては車道幅員を10メートル、以上の内容でございます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

原田委員。

○原田平委員 それでは、再質問をさせていただきます。

土木維持作業業務ですが、宮川次長、17年の決算のときに、言っておられたことがちょっと後退というよりも、それは問題ないんだというご説明だったんですがね、道路が4割、そして、公園が2割、下水が2割5分、そして、その他が1.5と。そのときのご質問、申し上げましたように、いわゆるよろずのね、作業をずっとされてきているというところで、やはり道路課がやっぱり所管するべきだというふうに、私は思うわけです。といいますのは、やっぱり広い範囲の中で、下水は公共下水ですねんけれども、水路よりも道路の方が維持管理上、やっぱり数多くの問題を抱えております。そういう意味で、やっぱり道路側が所管するべきだというふうに感じるんですけども、再度、ご見解を賜りたいと思います。

それから、正雀、千里丘駅のエレベーター、理解をいたしました。問題は千里丘駅の西口のエレベーターが、いまだ見通しが立っておらないということでありまして。これについても順次やっていかれると思うんですけども、今日までの経過から含めて、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

それから、駐輪場、駐車場の土地の借り上げですが、総合計1,750万円を毎年、支払っていくわけでありまして。10年たてば1億7,500万円ということで、かなりの額になるわけですが、やはり何かほかの方法を考えて、例えば用地を取得をすとか、あるいは南摂津駅前の駐車場にも払っておられます、1,170万9,000円ということで、市の土地と交換をすとか、いろいろな方法があると思うんですよね。ただ単に地代をずっと何年か契約で払うということになっていると思うんですけれども、将来のことを含めて用地取得等を求めていくという方向がいいんじゃないかなと思うんですけれども、担当者としての見解を聞きたいと思えます。

正雀駅前の測量設計であります、移転も含めて取り組んでいただくわけでありまして。府道十三高槻線の供用開始とともに、やはり車の動態が変わってまいります。そういう意味で、やはりいち早く道路の、いわゆる供用開始を図れるように頑張っていたいただきたい。これは要望しておきます。

道路維持修繕料4,499万3,837円でありまして、詳しくご説明をいただきました。大半が舗装工事だというふうに思うんです。大体これぐらいの予算で、どれぐらいをできるのか、どれぐらいの割合になるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

市道千里丘三島線の道路改良事業、頑張っていこうということでありまして、このガードが開通をされます。そういたしますと、こちら側から北側へガードに向かって進むわけ、ガードは二車線ございますのでスムーズに、信号がかわれば入れるわけですが、そこに問題になるのは、やはり右折レーンの、この確

保しておかなければ、例えば、大型、あるいは路線バス等があると、前は進めるんだけれども、それがあのために進行できない。渋滞を招く、さらには今度できます摂津市駅周辺も含めて、できるだけ早くやらなきゃならないというふうに思うわけでありまして。そういうことで、取り組む決意みたいなものを聞かせていただければというふうに思っております。

それと、これの部分について、都市計画道路千里丘三島線、都市計画ですね。そして、道路課がやる。どちらが主になって進めていかれるのか、もう一度お聞きをいたしたいと思えます。

それと、これまでに、この供用開始に伴う、やはり道路渋滞問題がありますので、大阪府やとか、あるいは警察と、どのような協議を進めてこられたのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

それから、住宅関係でございますが、家賃の滞納について12件あるということでありまして。この中には駐車場の2件もあるということで、全国的にも生活保護の受給者には住宅補助というのがあります。にもかかわらず、家賃を滞納している人が多いと、本市ではどうなっておるのかということをお聞きをいたしたいと思えます。

また、駐車場について、2件その滞納があるということでありまして。ちょっと気づかなかったんですが、車庫証明がありますね、この車庫証明、調べて、歳入の方で手数料として上がっているかなと思ったら、調べたらなかったのであります。車庫証明の費用の徴収はどのようになっておるのか、お聞きをいたしたいと思えます。わずかな額でございますから、いいだろうということでおしておるところもあるかと思うんですが、ちなみに北摂7市の、そういう状況はどうなっている

のか、お尋ねをいたしたいと思います。

番田水門についてはわかりました。引き続き、これもやっていかなきゃならないということでもあります。

緑化推進員の賃金が2名、週4日、月約8万円ぐらいで1年分を払っておられるということでもあります。一つ例えばボランティア的にやられている公園管理がございまして、そこには全く費用は出ておりません。先ほどちびっこ広場にも100何ぼですか、出されているということでもあります。一団体当たり1万7,000円ほどでしたかね。暑い時期に草刈り、あるいは清掃をやっていただいて、ジュースの1本ぐらい出せないという状況でありますしね。いろいろな諸道具も要るわけありますから、そういったところ把握されていると思うんですわ、それで、そこらに対しても何らかの手だてができないかというふうに感じておるんですけれども、その点についていかがでしょうか。

安威川ダムにかかわる水特法の負担金であります。先ほど、ご答弁をいただきましたが、ダムの本体工事がおくれるというふうに聞いております。そんな状況でね、負担があとかなりあるんですけれども、平成28年ですか、何か8年ほどかかるということでもあります。このダム工事とともに水特法の負担、あるいは摂津における水害対策に対して、どのように対応をしていかなきゃならないのかということも、担当者としてお聞きをいたしたいと思います。

フォルテ地下駐車場の料金のシステムの機械化について、構造上難しいということではありますが、一度研究をしていただいて、やはり経費の節減に向けて取り組んでいただくということ、これは要望しておきたいと思います。

し尿処理手数料、浄化槽の汚泥の処分手数料であります。41万4,200円は現年分だと、こういうご説明があったんですが、聞いておりますのは、この中身についてね、どういう状況で、例えば汚泥処分料は滞納が多いのか、あるいはし尿処理手数料が滞納が多いのか、この辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

都市公園の管理でございまして、総枠の請負ということで、たしか3年ほどの前の質問で、単価契約をしたんだと、今までによるとむだが多いということで、単価契約に切りかえたんだということあります。したがって、本数等にどれぐらい費用がかかっているんだということをお聞きしたかったわけですが、後ほど、また、これは資料でいただきたいと思えます。

ただ、申し上げたいのは、シルバー人材センターに1,710万円の請負というのか、契約をかわされて除草、並びに清掃の委託をされております。これが調べてみますと、清掃作業で1,178万円、除草作業で531万3,117円ということで、それぞれ人的でやられておるわけですが、夏の暑い時期、あるいは年間を通じて都市公園の除草並びに清掃をやっていただいているんですが、1時間当たりの、シルバーの人たちに支払われる時間当たりの報酬額は715円です。一日当たり頑張っていただいて5,720円が支給されておるようでございます。そういう状況で、資料を見ますと、すごい量の作業をやっていただいております。片や業者の方は、除草、路面清掃で510万円ということ、さっき説明がありまして、2,400万円の510万円が、そういうことあります。シルバーは、延べ853人かかわられて、

530万円ほどの支払いなんですね。これではやはり矛盾があるんだというふうに、僕は思いました。これはやはり改善して、あるいは冬場に、これの1期、2期と作業委託を分けられておられます。1期の方は19年5月21日から19年9月28日まで、2期の方は12月25日、19年12月25日から3月14日までと、冬場でございます。冬場は草、伸びません。ほとんど刈っておけば、こんなところで除草として1万2,935平米されておられる。これ細かく見たんですけれどもね。機械除草だということでもあります。

片や手刈りで一生懸命頑張っていたら、いるシルバーには非常に安い請負契約になっているということでもあります。これはやはり変えなきゃならないというふうに思いましたので、あえて質問をいたしたわけでありまして。その辺について、担当のご見解をいただきたいと思っております。○山本靖一委員長 それでは、答弁求めます。宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 土木維持作業にかかわります内容でございますが、17年当時の発言と後退と、道路課の方が本来所管すべきではないかと、水路より道路の方が多く問題を抱えているというお話かと思っております。

土木維持作業、本来もともと道路課、当時は土木課といったかもわかりません。その中に維持係というのがございました。そのような中で水路のしゅんせつですとか、あるいは生活排水路のしゅんせつ、あるいは草刈り、あるいは道路の穴ぼこの補修とか、いろんな作業をやっていたからだと、こういうふうに思っています。

そのような中で、平成10年に今の維持係がつくられた。その中で以前の維持係がしていた内容、これを踏襲していこ

うというふうな状況でございました。なぜ下水道課の方に維持係が配置された、この経緯は私もちょっと、その当時、かかわっておりませんので、理解しがたいところではございます。ただ、恐らく組織を形成する上での、体制のバランスもあったのかなというふうには思うんです。そのような中で、ほとんどが簡易な作業を維持作業の方でやっていただいている。草抜きですとか、あと柵の塗装ですとか、あるいは車両がぶつけて、そのまま行き去ってしまった支柱の直しだとか、こういうふうなことを行っていると、こういう状況でございます。

私も市民の要望だとかいうような内容を、カードが回ってまいります。その中で、その作業については、維持係で処理すると、こういう流れで現実的にはやっているかなと。また、それぞれの担当課の中から、この部分はこういう状況にあるから簡単に直してほしいと、請負をかけるまでの間、その補修すべき内容が持続できるようにというふうな思いもあって、そういう補修をするというふうな作業がほとんどでございます。

私の思う範囲では、今のところ、そういう作業をするに当たってです、特段の支障は来していないんじゃないかなと、こういうふうに申し上げているつもりなんです。ただ、諸問題につきましては、これまた、部内で一度、それぞれの担当課長もおりますから、そこらと一遍確認した上で、どういうふうにするべきかというところは、ちょっと検討してまいりたいなというふうに思います。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 都市公園管理作業について、特に除草の関係について答弁させていただきます。まず、草刈りの件ですけれども、大正川と安威川の堤

防の上のふれあいづつみにつきましたは、例年6月、1月頃に年2回の草刈りを行ってあって、その中で、特にジョギングロードといいます大正川と安威川の河川敷公園、これにつきましたの分ですが、これは例年5月、7月、9月、1月と年4回の草刈りを行っております。だから、冬やから草刈りがないんじゃないかということ、ご指摘なんですけれども、一応、冬場においても1回は草刈りを行っております。

それから、都市公園でございますけれども、草刈りは5月と8月、年1回の草刈りを実施しております。ただ、シルバー人材センターとの草刈りの関係ですけれども、シルバーにおいては、都市公園の除草につきましたは、例年4月から12月の間で年、約2回行っております。ただし、高齢者の関係でありまして、やっぱり体力と健康に気遣って夏の暑いときね、一切やっていないかというのではなくて、何日かは入っているんですけれども、どうしても夏の間は休ませてほしいという形の中で、一応シルバーさんの方については外させてもらっています。その間、どうしてもやらなあかんときについては、この都市公園の管理作業の中で行っております。

先ほどご指摘を受けましたように、確かにシルバーさんのしていただくことは、同じ草刈りを行っても、根こそぎといいますか、土の状態になるまできれいに草刈りをしていただいております。その関係で、できるだけシルバーの方に仕事を回していきたいなと思っております。ただ、これにつきましたも、一度、シルバー人材センターと十分協議しながら、夏場においてもほんまにできるのかどうかというのも、やっぱりこの辺の分も検討していかなあきませんし、夏場でも涼

しい間でしたら当然できますので、その間だけでもしていただくような形でも持っていきたいなという考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほどのボランティアの関係なんですけれども、ちびっこ広場につきましたは、補助金といまして、100平米以下で1万2,000円、一番多い1,000平米以上で1万7,000円ですか、その金額を出しております。ただ、そのお金でほんまに、その管理作業が全部できるかということ、なかなかこれできません。その中であくまでも私とこは、これは何かの足しにさせていただきたいというような形の補助金を出さしてもらっております。ただ、都市公園の中でもいろんな公園があるんですけれども、やっぱりボランティアの皆さんでもって草刈りとか、そんなんをしていただいているところはあります。

とりわけ三島公園なんか、はっきりいったらシルバーの草刈りもありませんし、私とこの造園業者の草刈りも入っておりません。全部、地元でもってきれいに草刈りもしていただいたりしています。あと市場池のオアシスなんかでも草刈りは年1回、これは、200人ぐらいが一遍に出ましてきれいに草刈りもしてあります。

老人会が年2回、都市公園は、そういう草刈りもしていただいております。その形、一応そういうような形で、皆さん方、ボランティアでもって一生懸命やっておりますのは、十分熟知しているんですけれども、ただ、そういうのに対して、ほんまに料金的なものが何か出せるかということにつきましたは、現状の、財源の中におきましては、できるだけ財源が好転するまでは、どうかしばらくの間、このままご理解いただきたいという

ことで、お願いしているのが現状でございます。

ただ、同じボランティアでも、例えば先ほど緑化推進で連絡員と同じような形で苗圃に来て、一緒になって苗圃のお手伝いもしていくてはる方もおられます。外の、例えば花壇の分についても、同じような形で一緒になって、要するに苗の植えつけ作業とか、そんなんもしていただいております。その中で、どうして緑化推進連絡員だけ、こういうような形の優遇があるのかという形もあるんですけども、彼らについては時間的にきちっと、週4日で時間もきちっと決められております。夏の暑いときも雨が降っているときも、すべて作業をさせていただいております。そんな形の中で、ボランティアの場合でしたら雨が降ったり、暑いときはちょっと控えようかというような形があるんですけども、一応、管理作業というのは年中やっていかなあかん分がありますので、そんな形の中で、こういう形で賃金を払った中で、今していただいているのが現状でございます。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 南摂津駅前の自転車駐車場の借り上げについてでございますけれども、2名の方からお借りしております。ただ、1名の方が大半の土地をお持ちです。この方に対しまして買収させていただけないか、または、エレベーター部分を除いて、ほかの土地、市有地と交換していただけないかということで、交渉した経緯がございますけれども、地主さんが応じていただけなかったということで、現在に至っております。借地料につきましては、昨年、平成19年にちょうど10年間の契約期限が切れるということで、昨年、交渉させていただきまして、借上料の相当の引き下げを

図ったところでございます。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 JRの千里丘駅の駅構内のバリアフリー化は一応、できたけれども、千里丘駅西口構外のエレベーターが残っていると、西口の状況についてということだったと思いますが、本市の交通バリアフリー基本構想の中では平成22年度以降の整備と位置づけております。基本的に、この構想に沿った形の整備になると今のところは思っております。ただ、JR西日本との今までの協議につきましても、不特定多数が通る、今、橋上の自由通路になっておりますが、不特定多数が通る自由通路であり、JRでは構外のエレベーターはできないということで回答をいただいております。また、ほかの駅でもやっていないという状況であります。

それから、ただJR西日本としましても、エレベーターについては必要なものであるという認識は持っております。今後、協力は行いますという回答はいただいております。今後につきましては、千里丘駅西口のエレベーター設置に向け、どの位置にエレベーターを設置できるのか、設置に関し、どのような課題があるのか、JR西日本と協議を行ってまいりたいと考えております。

それから、千里丘三島線につきましても、都市計画道路として決定しておるということで、これは都市計画課でやっていると、道路課では、今、設計に入って進めているということで、どちらが主になっていくのかというご質問だったと思うんですが、前回の委員会でも質問が出たかと思っておりますけれども、この千里丘三島線につきましては都市計画道路として都市計画決定しておりますが、将来の連立事業というのも視野に入れますと、現在、

都市計画決定している幅につきましては21.5メートルと、側道等を考慮した広い幅になっておりますが、連立事業になった場合は、この下を通りますので、それだけの広さは要らないというふうに思っております。ということで、現在の都市計画決定の道路幅では、都市計画事業として整合がとれなくなるということがありまして、道路課におきまして、平成19年度から交通安全事業として整備を行っていただいております。

今後につきましても道路課と連携をとりながら、この千里丘三島線については進めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、約4,500万円の修繕料のうち大半が舗装工事ではないのか、舗装工事の割合ということのご質問だと、こう思います。金額面だけで申し上げますと、修繕料に占めております割合は先ほども申し上げましたように舗装とお聞きしましたのは約2,200万円ですので、割合としましては49%、修繕料に対しては占めております。全体での舗装工事での割合になりますと、一応、道路課でやっておりますのは計画的に路線を決めまして、舗装の修繕を行っております。この舗装事業といたしまして、19年度行いましたのは路線数としましては18路線、面積にいたしまして約1万3,000平米、額は約7,700万円、予算8,000万円に対しまして7,700万円で行ったものでございます。その全体での面積に対しまして修繕料で行った舗装の工事が3,700平米でございますので、割合といたしましては22%程度、金額におきましても大体22%ぐらいが占めておるといような内容になっておりま

す。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、住宅にかかわります2点について、ご答弁申し上げます。まず、1点目の市営住宅の家賃滞納者の中に生活保護世帯があるのかとの問いでございますが、本市の市営住宅192戸の入居者の中で生活保護世帯は15戸であります。このうちの4戸に滞納がございます。扶助を受けるまでの滞納がなかなか減らない状況ではあります。現在は毎月の受給日に福祉部門の窓口に来られますと福祉部門から連絡をいただきまして、私どもの担当者が福祉部門に出向き、入居者が会計機関で受給された後、家賃等の支払いをしていただいております。今後とも福祉部門との連絡を密にし、収納率の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それと、次に車庫証明、いわゆる自動車保管場所使用承諾についてでございますけれども、これにつきましては申請があれば市長名で証明をしております。件数は18年度、15件、19年度、7件でございました。この証明の手数料につきましては、昨年度までは徴収しておりませんでした。したがって、19年度決算には委員、ご指摘のとおり歳入の手数料として計上されておられません。本手数料につきましては、法制文書課とも協議した中で決裁を受け、本市の手数料条例第2条6号アからクまでのいずれにも該当しない証明として300円を徴収することで、入居者各位には本年3月1日に通知したものでございます。

本年は現在までに4件の証明を行い、1,200円の徴収をしております。なお、北摂各市はどうかということでございますけれども、手数料を徴収している

ところは茨木市300円、池田市300円、箕面市200円となっており、他の市町村は徴収していないとのことであります。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 し尿処理手数料の収入未済額について、お答えいたします。この収入未済額はすべてし尿処理分で浄化槽汚泥の処分手数料については、未済額は生じておりません。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 安威川ダムに関することに対しまして、お答えいたします。私も安威川ダムが一日も早く完成することを願っている次第でございます。平成20年7月に関係流域市、大阪市、吹田市、高槻市、摂津市、茨木市が連名いたしまして要望書も提出しております。その要望書の内容でございますが、水害の危険から住民の生命、財産を守り、安定した水資源を確保するために早期にダム本体工事に着手し、安威川ダムが一日も早く完成することを切望しております。今後は地域、地区はもとより流域市民の皆様のご期待にこたえるため、道路や下水道の水源地域整備計画に基づく事業の推進に努めるとともに、ダム湖畔における水と緑を生かした自然の交流する広域レクリエーション拠点の形成に向けて、大阪府とともに検討を進めるなど、ダム事業の一層の努力に邁進するようということで、要望書を提出しておりますので、そういうことでよろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 市道三島線の改良の問題で大阪府、あるいは警察との協議はどのように進めてきたという点について、答弁願います。

この場で暫時休憩します。

(午後1時31分 休憩)

(午後1時33分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

中谷部長。

○中谷都市整備部長 千里丘三島線の大阪府、警察等の協議、ガードの開通に伴ってということなんですけれども、先日、各議員の方々にご案内したと思うんですけれども、きのうでしたかね、切りかえが無事に終わりました。これから反対側の工事をやっていくということなんですけれども、まだ、警察協議ですね、その分の信号処理に伴う警察協議というのは、あれ完成形では、まだ、具体的に警察とは今現在はされておられません。今後、切りかえに伴って一応、病院側、それから千里丘東側の協議がされていくことと思えますけれども、今のところはまだ、そこまでは着手されていないということです。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 土木維持作業の問題ですが、宮川次長はなかなか放そうとしないなという感じは受けられました。というのは、2年間いろいろ、例えば、ことしであります、20年度のことですが、せんだん公園がございまして、その横に市道新在家鳥飼上線があるんですが、そこにせんだんの実が生えて、たくさん実が落ちて、自然に生えた木がたくさんありまして、非常に交通の安全上、危ないということで刈るようということで、ちょっとお願いをしたんですが、これ道路課でした。担当は下水道管理課やと、下水道管理課の方に言わなあかん。道路課へ言うておけばいいんですけどね。そういうことで、道路にかかわる問題等はたくさんあるんでね。これまでも、枯れた木の問題やとかね。それは維持管理の問題ですけれども、そういうことを日常的に道路課の方でやればいいのになと

いうふうを感じたので、あえて2年前の質問に続いて今回やったわけでございまして、これについて栗屋部長の方から、一つ考えを聞かせていただきたいと思います。

公園の問題ですが、栗屋部長ね、シルバーで、ご承知のとおり安威川のふれあいづつみの草刈りとか、平和公園、あるいは大正川の河川敷、いろいろやっていただいております。これ資料もらっておりますので、そういう状況で、夏場ということでありましたがね、19年7月25日、これ天神祭の日ですが、安威川ふれあいづつみをやっていただいております。8月に入りましてかえで公園をやっていただいております。また、もっこく公園もやっていただいております。続いて8月の月末に、暑い時期でございますが、平和公園もやっていただいております。こういう状況でシルバーさんもかなり頑張ってもらっています。それぞれやっていただいております。暑い時期ですけども、そういう状況で、やがて草が伸びない時期に入りますと、仕事が楽です。このときに業者に持っていかれるんです。そうすると暑い時期に頑張っているシルバーさん、本当に、先ほど申し上げましたような賃金で頑張ってもらっています。それを業者が、その時期においしいとこだけするということでは、やはり気の毒やというふうを感じるわけでありまして。そういう面で、この2,467万5,000円と976万5,000円の執行について、やはり検討を加えていかなければならないというふうに、この事務報告書で見て感じたわけでありまして。

これ以上の答弁のやりとりはしませんけれども、そういう状況は私ども感じておりますので、シルバーさんも頑張ってもらっている分にこたえるように、やは

り仕事の楽な冬場の、この時期も仕事を回してあげてほしいと、そういうときに業者に発注するというでなくして、そういうところもやっていただきたいと思いますというふうに思うわけです。かなりやっていただいておりますよ、ふれあいづつみ、安威川、大正川、それを一つ検討していただきたいと思います、これも要望しておきます。

それから、千里丘西口のエレベーターの設置、大体わかりましたけれども、やはり駅のエレベーターの設置事業で、残事業としては、この千里丘だけです。みなできましたのでね。だから、ぜひとも頑張ってもらって、やはり市民の、この要望にこたえられるように、最大限、取り組みをしていただきたいと思います、要望しておきます。

用地買収の問題、ちょっと地主さんのあることでございますけれども、もう契約をされたということありますから、今後に向かって、やはり土地の交換やとか、あるいは買収やとか、そういう方法を検討して、やはり賃借料を減らしていくことによって、うちの財産になるんやからね。それ賃料払っておたって、いつまでもたっても財産にはならないということありますので、今後、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

それとフォルテのところでJRに227万4,700円の、これちょっとご答弁なかったんですが、もう一度、ご説明をいただければありがたいと思います。

あと、とりあえず市道千里丘三島線の道路改良事業は、やはり都市計画と道路課がもたれ合いにならないように、やはり責任を持った部分は、きちっとこれをやり遂げていく、そして、一日も早く、先ほど申し上げましたような道路の拡幅ができて、交通渋滞の起こらない体制を

つくっていただきたいということでありますので、ぜひ一つ頑張ってくださいと思います。

住宅ですね、滞納が減っておらないということでありまして、生活保護の受給日に、福祉に担当から連絡があって、支給を、もらわれたところを家賃払ってんかということを行うこと、大変だと思うんですね。担当もやっぱり嫌な思いもするだろうというふうに思いますし、帰られた後ね、取りにいくというのも難しいということでもあります。ちょっと私、聞いたんですが、生活保護世帯の家賃については、受給者の委任状なしに直接徴収する代理納付制度もあるというふうに聞いたんです。そのあたりを今後できないかどうかというふうに考えていきたいと思っています。

それから、車庫証明の手数料を取っておらなかったということは、非常に必要なあれですので、ぜひやっぱり取ってもらわなあかんというふうには思っておったんですが、もう当然、徴収されておると思っておったんですが、そういうことであって18年15件、19年7件、ことしはもう4件ということでもあります。ぜひ一つ続けてやっていただきたいというふうに思います。ことしからもらうということでもありますので、よしとしておきます。

緑化推進の賃金のところで、さきも申し上げましたように、ボランティアでやっていただいている方にわずかですけれども、そういうものを支払いができませんかと、例えば、水路であります、私ども夏場に地域が総がかりで水路の清掃をやります。わずかながらも一部報酬としてちょっともらっております。そういうことがありますので、そういったところに携わっていただいているボランティ

アの方々に、少しでも何か報酬的なものが払えるかどうか、今後、検討していただきたいというふうに思っております。

フォルテの地下駐車場の料金システム、検討しておいてください。以上です。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 それでは、今の委員のご質問のうち土木維持係の所管につきまして、ご答弁申し上げます。

確かに委員、ご指摘いただいておりますように、今、次長もご答弁申し上げましたように維持係の業務で一番多い割合でいいますと、やっぱり道路課の作業内容でございます。そういう観点から、委員ご指摘のとおり道路課で所管するという方法も確かに考え方としてはあると思います。また、一方では、特に大雨時点の警報時点でございますけれども、待機、また出動等の、そういう水防体制を考えましたら、この下水道管理課の方がいいのかなという気もございます。しかし、いずれにいたしましても、同じ部内でございますので、その辺は連絡を密にとってクリアできるものであるというふうに考えております。

今後につきましても、今まで以上に維持管理部門というのが大事になってまいりますし、一方で職員の高齢化等によりまして職員定数も減ってまいります。そういうときに維持部門の効率性を求めた場合、どうしたらいいんだという検討も必要でございまして、昨年度も一部、各課の意見等を出してもらって協議した経過もございます。そのときには今、維持係で所管しております維持作業のみでいくのか、一部管理部門も含めてやるのか、そういう議論も出てまいりました。そういう中で、集約では今現在では、そこまでの組織がえも無理であるので、当面は現行のままでいこうということで集約し

た経緯もございます。しかし、今後ますます、そういう維持管理部門の重要性、それでまた、職員数の減、考えた場合は維持係だけではなく全体の、やっぱり組織のあり方も見直した中で、維持係の事業内容、所管のあり方、これもやっぱり検討していきたいというふうに、その意見では、委員ご指摘の内容も踏まえた中で、検討してまいりたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 フォルテ摂津自動車駐車場の借上料についてご答弁申し上げます。これにつきましては西日本旅客鉄道株式会社から借地をいたしております。借りておる部分につきましては、駐車場の出口、地上部分53平米、地下で573平米ということでございます。この用地につきましては、駅前広場の中のJRの用地との絡みで買収等は困難だと思っております。また、地下駐車場ということで使用料等、収益等を上げる中で、賃借料については今までどおりお支払いしていくという形で考えております。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 生活保護世帯の代理納付についての問いでございますが、委員ご指摘のとおり平成18年4月1日の法改正、並びに厚生労働省社会援護局保護課長通達による住宅扶助の代理納付について、住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護の趣旨に反するものであり、的確に家賃に充てる必要があるとし、非保護者にかわり保護の実施機関が納付することを可能とするものであるとしております。このことにつきましては住宅局の方からも通達がございます。しかしながら、この代理納付につきましては福祉サイドも十分承知しており、我々、住宅サ

イドとしても強く要望はしております。

しかしながら、現状では福祉サイドのシステム上、代理納付ができないとの事情があるとのことをお聞きしております。そういったことで現状に至っております。

生活保護を受けておられる方の収納につきましては、今後とも福祉部門と常に連携を図りながら収納に努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 JRの土地の借上料ですが、たしか、ことしからですか、いわゆる上部の方ですね、借りている土地の上ですね、表面管理を市の方がすることになりました。下で、地下で借りているから、地代を払っているわけですね。そしたら市としてね、いわゆる自転車の置かれているところについて、管理料はやっぱりもらうべきだと、下を借りているんやからね、JRの土地やからということであるので、表面についてはね、地表の部分ですね、管理料をいただくべきだというふうに思うわけです。これは私個人だけかもわかりませんが、もう一遍、その点だけね、そういうことは検討していかなければならないだろうというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

住宅の家賃でございますが、何かシステムですか、システムが難しいからということでもあります。受給される部分から差っ引いておけば、こっちの市の方で、それを預かっておくということで建築住宅課の方に、その扶助費の方から払うということをね、これぜひやっていただければ滞納は減ると思うんですよね。そういうことをやらない限りは、いただいた部分についてはすべて、住宅費を払うのはわかっているけれども、生活費の方へ

回ってしまうというような状況があれば、建築住宅課の家賃滞納がふえるばかりでございませう。そういうところで努力をしていただきたいというふうに、1点だけ答弁をお願いします。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 JR用地の表面管理につきましては、今現在、道路課の方で協議していただいておりますけれども、交通対策課が担当して駐車場等、また、駐輪場で借地しておる部分、また、今までの費用面の中で、清掃等の中で、道路課で出費している等のお金がございませう。今回の締結に向けまして担当課で、そういった部分も含めた中で現在、協議をしていただいておりますところでございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

野原委員。

○野原修委員 それでは、質問させていただきます。まず、1点目、違法駐車追放事業といたしまして、交通指導業務委託料が807万7,230円出ております。これの内容をご説明をお願いします。

2点目としまして、放置自転車等対策事業としまして、自転車利用者指導委託料、18年度が1,334万1,000円、19年度が1,534万7,300円でふえております。この内容をお聞かせください。

3点目としまして公園みどり課、緑化推進嘱託員報酬240万円についてお聞かせください。

4点目、公園管理委託料、これ昨年度ですかね、原田委員の方から今まで単価契約を競争入札という形で契約を変えてもらって、それで単価契約と競争入札になった割合というのか、費用対効果、どういう形になったか、ちょっとご説明をお願いします。

5点目、特色ある公園づくりとしてワークショップを設けられて、いろんな形で今、展開されておろうかと思いますが、その辺の内容をお聞かせください。

6点目、高度な安全基準が出てくるといふ形のもので、先ほど、南野委員からも、先ほど質問をされていましたが、公園の遊具に関して、先ほど南野委員の方からも質問ありまして、るるお答えはあったと思うんですが、先ほどAランク、Bランク、Cランク、Dランクというような形を設けられて、毎年、この業務委託料が専門家の調査ということで150万円、本年度も出ておりますが、これは今後、どういう形で推移するのか、その辺、ご説明をお願いします。

7点目で公園の方も、本来は子どもの遊び場という形のところでつくられているものかと思いますが、これから高齢社会という形の中での考え方で、遊具という考え方で、健康遊具という形の考え方の中で、いろいろ今、形として、それぞれ、そこのふれあいづつみですか、あの公園のところなんかは健康遊具という形のものを設置していただいたり、いろいろな形で今の従来の遊具から健康遊具にかえていただいているんですが、今後も、どういう形で、先ほどもお答えはあったんですけども、どういう形で、今後、高齢社会に向かって健康遊具の取り組みをなされるのか、教えていただきたいと思います。

それと、先ほど原田委員からもご質問がありましたちびっこ広場の補助金に対しまして、毎年、これはお願いしているんですが、やはり平米数というのか、そういう形で今まで補助金は出されているかと思うんですが、やはり活発に、先ほど三島公園とか市場池公園、市場池公園も、この23日ですかね、そういう形で

全員が出られて、草刈りをされるという形のところでやっておられるところも、やっぱり活発にされているところと、あんまりされていないところと、そういうので面積で、そういう補助金を出すという仕組み、その辺を考えられるのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

9点目、市民プールの解体についてですが、決算書200ページの旧市民プール解体工事、3,972万9,900円という形で執行されております。これは旧市民プールの解体を建築住宅課の所管で、なぜ解体されたのか、その経緯と、この解体は補助金などが入っているのか、決算書44ページの住宅費補助金があるが、これがその解体費用の補助金なのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと関連しまして、建替え事業の今後のスケジュール、南野委員のご質問で説明があったんですけども、昨年度の決算の委員会ときに林参事の方からいろいろ説明していただいて、道路をつくって、周りをつくって、それから市営住宅をつくっていくというようなお答えがあったかと、スケジュール的にあったかと思うんですけども、その辺が変わっているのか、変わっていないのか、以上、1回目させていただきます。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 違法駐車追放事業と、放置自転車等対策事業について、ご答弁させていただきます。交通指導業務委託につきましては、平成18年度より民間に委託を行っており、19年度から一応3年間の委託契約を結んでおります。このことにより現在、青色防犯パトロールをしておるんですが、その分の複数年契約を結ぶことにより、年度当初の若干の開始時期がおくれても、以降は十

分対応できることにより、1年間通してできるというのが利便性がありまして、複数年契約を結んでおります。

それと、放置自転車等対策事業の委託料がふえたということですね。これにつきましては、自転車利用者指導委託料ですね、こちらの方が千里丘駅西自転車駐車場の建替えを行った関係で、西口駅前の方の指導員の方の、シルバーの委託料がふえたためにふえております。

○山本靖一委員長 林参事。

○林建築住宅課参事 建築住宅課で市民プールを解体することになった経緯についてと、その後のスケジュールについてご答弁申し上げます。市営住宅建替え事業は、旧市民プール跡地に鳥飼野々団地、鯉生野団地を集約し、国の地域住宅交付金を活用して、平成19年度から平成23年度までの5か年事業として、昨年度から本格的に取り組んでいるところでございます。

ご質問の旧市民プール施設の用地につきましては、総務部が所管となっている普通財産であります。市営住宅を建設するための解体工事として、国に認められ、解体工事の一部と基本設計の一部の3,394万7,000円を対象事業とされたもので、住宅費補助金が地域住宅交付金として3,282万9,000円を受けたものであります。

交付率が100分の96.71となっておりますが、この点につきましては後年度に予定しています建築工事費の中で調整され、最終的には対象事業費の10分の4.5となりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今後のスケジュールにつきましては、今年度、実施設計を行い、来年度都市計画法や建築確認の手続を行い、22年、23年度で建設工事を行う計画で

あります。来年度につきましては、法手続を進める中で味舌用水路等の管渠工事を予定しておりますが、現在、実施設計を進めており、道路整備などの時期等につきましても、各関係機関とも十分協議を行い、むだのないように検討し、23年度末完成と考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園みどり課に関する件につきまして、答弁させていただきます。まず、1点目の緑化推進嘱託員の報酬の件でございます。まず、業務内容につきましては、緑化推進業務における樹木や草花などの指導及び苗圃等の維持管理作業、それと地域活動における花とみどりの相談、並びに巡回指導であり、かなり経験と実務に精通された人を嘱託員として雇用しております。

今現在、来られている方は一応、大阪市を退職されて、二、三年たった方が来ております。大体、経験年数が40年を超えておられます。過去の経緯でいいますと、嘱託員の採用は平成6年度に半年間2名を雇用いたしました。それから、平成8年度と9年度は各2名ずつ、平成10年と11年度は各1名、平成12年度から18年度までが各2名、平成19年度と20年度が各1名を雇用いたしております。

なお、平成19年度につきましては、緑化に関する経験と実務に精通した再任用職員1名が緑化推進業務に従事いたしております。

続きまして、公園管理委託料でございます。確かに18年度は単価契約、19年度が指名競争入札を行いました。その中でやっぱりこういう委託業務につきましては、やっぱり地元の意見を十分配慮して、緊急性を要する内容が多ございま

す。特に地元から、ここをやってほしい、あそこをやってほしいという形で要望が上がってまいります。それを十分に反映しながら、要するにいかにか剪定とか草刈りをやっていくかというのが重要になってまいりますので、費用対効果等も考えながら、やっぱり何が一番いいかについて、今後もいろいろ考えながらしていきたいというのが考え方でございます。

3点目の特色のある公園の件でございますけれども、以前から摂津市は特色のある公園がないとよく言われておりますけれども、一応、都市公園の再整備の折には、地元の皆さんの意見を取り入れた中で公園をつくるために、ワークショップ方式で事業を行ってまいりたいと考えております。

現在、ワークショップで公園づくりを行っておりますのは、吹田操車場跡地にできます千里丘公園、この公園でワークショップを置くことは、どんな案が出ているかについて、説明を申し上げますと、この公園の特色というのは、防災機能を備えた公園であり、平常時は大きな多目的広場を備えておりますので、ラジオ体操とかグラウンドゴルフ、サッカー、ソフトボール、野球等のできる場所がほしいとか、公園の隅っこには気楽に集まれるコミュニティセンターがほしいとか、それから、演奏などができる野外ステージが欲しい。それから、憩いのスペースとして森や丘、池や小川、花見が楽しめる公園が欲しいという、たくさんの要望が出ております。この辺の要望を入れていきますと、かなり特色のあるものが出てくるんじゃないかというのが考えられます。

以前、ワークショップを行って成功した公園といたしますと、三島公園がございまして、三島公園につきましては、地元の

皆さん、再整備を行うときに地元の意見を十分聞き入れた中で、聞いた中で、ああいう形で整備していきまして関係上、後々の管理につきましても、皆さん方が協力的であり、特に清掃とか草刈り、これらについては、地元の方で十分頑張っていたいております。その辺の関係で摂津市内では一、二を争う美しい公園だと言われております。そういうような形でワークショップをやることの一つの要件として、将来は地元の皆さんがある程度、管理を、ボランティアでもってやっていただけないかなというの、それもちょっと厚かましいかわかりませんが、そういう考え方も持っておるんです。

そういうものができてくれば、はっきり言ったら維持管理にかかる費用も十分削減もできてまいりますし、そのような形でやっていきたいというのは考えております。

それから、公園遊具の管理委託については、先ほど南野委員の質問のときに、箇所とか、そういうものについては細かい内容を説明させていただいたんですけど、実際、国の方からの指導でもって定期点検につきましては、年1回行いなさいという形の指導が参っております。その辺の関係の中で、今後につきましても、確かにお金がかかってまいります、年間130万円ぐらいのお金がかかってまいりますけれども、その辺については、やはり市民の安全を守るものですので、定期点検については、やっぱりやっていきたいという考え方を持っております。

それから、健康遊具の設置につきまして、説明申し上げます。先ほど、野原委員言われたんですが、安威川右岸のふれあいづつみに多く設置いたしております。堤防をウォーキングしている方、皆さん

が利用されて、非常に好評であり、都市公園やちびっこ広場でも設置してほしいとの要望もございます。今回、遊具点検で撤去いたしました遊具の代替遊具として各自治会長さんと、どのような遊具の設置を要望されますかということで協議に入るわけですが、その中においても、やっぱり安全領域等で撤去前の遊具が置けない場合もございます。その辺の場合には、ぜひこういう健康遊具もございますよというように、私の方から進めてまいりたいと思っておりますので、そうすることによって健康遊具が多くなっていて、お年寄りの方もそれでもって健康になっていただければありがたいなというように考えております。

最後にちびっこ広場の分でございますけれども、確かにちびっこ広場の管理は、現在、19年度は70の自治会でもって補助金を出しております。補助金の金額が十分かどうかというの、確かにあるんですけれども、確かに地域によって草刈りを一生懸命やってくれたところもございます。多少伸びているところもございます。そういうような形で、その費用を当然、差をつけたらどうかというご意見でございますけれども、その今現在、出している費用についても、皆さんから聞いている内容では、ジュース代が出せばいいところだというような話も聞いております。そういう中で、財源がもっとあれば、多額の費用を補助金として出すことができるんですけれども、やっぱり今の状況ではちょっと難しいなと。ただ、先ほども、公園なんかでもボランティアでやっていただいているところもございます。その辺の形もありますので、一概に補助金を上げるというのも、確かに少し難しいところもありまして、とりあえず現在の補助金で何とかやってくださいと

いうことでお願いに上がっています。

一つだけ草刈りで高齢化になって、どうしてもできないようなところも確かに出てきております。その辺の中で、何とかしてあげなければあかんというのも、私の方も考え方を持っているんですけども、どうしても草が伸びきってしまって、もう手に負えなくなったところについては、一遍、整地でもやっていこうかということで、過去には整地させてもらったところもございますので、その辺の形で、整地でまず対応していくので、それともう一つは先ほどシルバーさんの方で、仕事もちょっと減ってきたというのがありますけれども、シルバーさんの方に、地元で出されているところもあるんです。ちびっこ広場の草刈りをシルバーさんに頼まれているところもございます。その辺の形もありますから、どうしてもできないところについては、そういうような形でシルバーさんを使った中で応援していくような形をとっていくのが、今後、出てくるかもわからないというようなことも考えられるんじゃないかというふうに考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 ありがとうございます。それでは、旧市民プール解体に関しましては、理解できましたので結構です。

健康遊具に関しましては、理解できましたので、結構です。

それでは、違法駐車追放事業のところ、多分これ昨年からもずっと聞かせてもらって、昼からは青パトで、それぞれ巡回していただいているという事業になっておろうかと思えます。ただ、違法駐車のところ、市民の方から要望というか、そういうあったときに重点地区を定めて、そういう取り締まりというのか、重点的にそういう形の取り組みをなされている

のか、例といたしましては、銘木団地のところに車屋さんがちょうど一津屋、あれは府道ですかね、そのところ、出るところ、銘木団地から出るところに、どうしても車屋さんが両サイドにあって、そこに車をとめられて出てくるときに確認ができないと、そこで、それは困っているということで、警察の方にも地元の方からも何回か要望をされているんですけども、それが一向に改善されていないという形で、これはあくまでも多分、警察の仕事になるか、こちらのこういう違法駐車という形のところで、あくまでも取り締まりはできないんですけども、それに対しての啓発とかいう形のところで重点的に、そういう市民からの要望があったときに、どういう取り組みをされているのか、そこだけお聞かせいただきたいと思えます。

それと、2点目の放置自転車という形で、西口の第1駐輪場が建替えるという形のところで、シルバー人材センターの方を10時から4時まで2名でしたかな、張りつけていただいて、その辺の放置自転車が、できるまでは、そこら辺に放置がふえないということで、住民の方に迷惑をかけないという形のものの取り組みをされた形で、このシルバーの金額がふえているという形のところは一定理解できました。建替えによって、どのぐらいの今、許容というのか、初め考えられた前回までの台数よりかなり多くなっております。そういうところで、どのぐらい今、何%ぐらい許容されているかということをお答え願えますでしょうか。

それと並行しましてというか、以前よりお願いしていた撤去の問題なんですけれども、一応とめるところが確保できたら、そういう形で抜き打ち的に撤去をしてもらいたいということで、過去、平成

12年に自転車移動委託覚書で、そういう代替業務として、補償業務として出されて、平成17年に協定書を結ばれて自転車撤去、公園ごみ、死獣処理という形で委託業務をされている業者の方に、建て直したら土日の撤去という形のことをお願いしていたんですけども、その辺の経緯というのか、今後あれが、第1駐輪場ができて、その辺の撤去が今後どういう形で取り組んでいただけるかという形を、お聞かせ願いたいと思います。

それと関連しまして、先ほど、千里丘ガード拡幅工事に伴いまして、この17日に、きのう切りかえされまして、今まではことぶき商店街のところを上がってきて、すぐ左に曲がって行けてたんですけども、これからは千里丘中央病院のところをあたって、千里丘1丁目東の信号を右折して、JR千里丘駅前を通過して、側道を抜けてことぶき商店街に入るといのように、きょうからなっております。

大体その地域のところで一番危ないのは、これは先ほどの関連とどうなるか、都市計画課と交通対策課という形で原田委員の質問にもあったような形で、どこの管轄かというような話にもなっておりますし、これは茨木土木事務所の管轄にもなろうかと思うんですけども、その上の、今の千里丘の駅前から来たときに、今、あの上が鉄板になっております。今、もう車2台通ったら、もういっぱいいっぱいで行けないような形になります。あれを右折するという形になれば、大回りしないと左折、駅の方から来たときにできないような形になります。そしたら、あそこを人が通って、夜、暗くなったときには、絶対に今までああいう形態じゃなかったものが、車がそういう形で入るときには人を引っかけたり、そういう形が必ず起こってくると思うん

です。その辺の安全対策を一応、道路管理責任という形のところは、市に求められるか、それともあくまでも、そういう形にしては茨木土木事務所、大阪府の管轄になるのかはわからないですけども、やっぱり事故が起こったり何かなったときに、本市の瑕疵という形のものがないための取り組みを今、どういう形でされていくのか、そういう形を聞かせていただきたい。管轄が、この委員会じゃなくて、これは駅前等再開発特別委員会になるといふのやったら、またそれはそれで議論をしていただいたらいいかと思うんですけども、その辺のところを聞かせていただきたいと思います。

それと囑託の方が平成17年の決算でしたかね、それまで480万円で2名おられたかと思うんですけども、それが近年240万円という形になっております。一般質問でもさせていただきましたけれども、今後、やはり摂津市の、そういうみどりという形に対しての専門職の方がおられないという現状の中で、今後そういう形のもので、やっぱり専門職の方、やっぱり多くの経験を持った、知識を持った方を今後どういう形で、そういう取り組みをされるのか、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

それと公園管理委託料のところでの、これ入札、指名競争入札と単価契約、多分、今、お聞きしましたら、やっぱり単価契約の方がスピード感があって、市民要望にいち早くこたえられるという形のもので単価契約にもう1回戻すんだというような形のご答弁かと思うんですけども、やはり今、問題になっておりますのは、やはりいかに透明性を持たせた形の中でスピード感を持たせて、そういう契約ができるかというような形、せっかく1年取り組まれて、何でこれが1年でま

た、元に戻ってしまうのか、その辺のところ、やはり何年か検証した中で、やはりこういう形、1年で、そういう結果を出すという経緯をお聞かせ願いたいと思います。

それと特色ある公園づくりのところ、ワークショップのところ、やっぱり地元の意見を聞いて、地元の方に愛着を持っていただいて、維持管理していただけたらベターという形で、多分されてこれたと思います。それだったら南千里丘に関しまして、どういうワークショップを持たれて、今後、今、地元がどういう形になるのか、これから、あそこいろいろなマンションができて、そういう方が地元になるのか、それとも地元意識という形のもの、どういう形のを南千里丘に関しては、今後、運営されていくのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほどの公園遊具に関しましても、多分、昨年度、本保委員も言われておられましたが、やはり摂津市の基準というのか、今まで摂津市の基準があったのを、これは全国のそういう専門家の基準にあわせて、多分やられるという形のもので、より高い判定になってこようかと思いますが、そのときに、例えば、その判定を下されたものに関しましてCランク、Dランクという形のもの遊具を撤去してしまうのか、修理してしまうのか、今でもちびっこ公園に関しましてはロープをぐるぐる巻きにして、危険というような形の公園があります。ああいう形のは多分、D判定だとは思いますが、あれをいつまで、ああいう形で置いておくのかというのは、余り周りに対しての影響もよくないと思いますが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 JRの拡幅に伴う今の交通の危険な状況については、これは19年度決算の中で、どういう取り組みをしてきたかということについて、教えてください。

それから、南千里丘開発に伴う公園の問題について、南千里丘の駅前ということではなしに、一般論としてご答弁をお願いしたいと思います。

新留課長。

○新留都市計画課長 ただいまの千里丘ガードの切りかえのことについてでございますが、まず、さきに申し上げておきますけれども、基本的に、この千里丘ガードの拡幅事業につきまして、大阪府事業ということで、府が事業主体で、市の方は費用負担については、出しておりません。

それから、野原委員の千里丘ガードの切りかえが、先ほど部長も申し上げましたが、昨日、行われております。ことぶき商店街では、きのうまでは、その切りかえまではガードを上がりまして、左折しておりましたが、その切りかえによりまして、大阪高槻京都線まで出て迂回して、また、右折して千里丘西の駅前を通過してJR側道を通って、今度、右折しないとことぶき商店街には入っていけないということでございます。それで、きのう切りかえされたばかりなんですけれども、私も切りかえされる前に先週、夜も見にいってきました。保安灯というんですか、電気もついてますが、めちゃめちゃ明るいとは言えない状況とは思いますが、夜は暗くなり、危険な状況になると、事故等が起こった場合、今後の責任についてどう考えているのかという質問だと思いますけれども、ことぶき商店街に向かう車と歩行者の、今の西側には駐輪場もございまして、自転車、歩行者の輻輳が

生じる、今の仮設の側道部におきましては、きのう切りかえ後は交通誘導員を配置している状況もございます。ですから、今後につきましては、まず、その事故等が起こらないような対応を、車と歩行者の交通量を見ながら、必要な安全対策を府に要望してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 みどりの専門職を今後、採用していくべきじゃないかということで、私の方は一応、人事担当にですけれども、緑化の関係の学校を卒業した方を採用してほしいというような形で、要望もしております。

それと、こういうような形で定年退職になって、実際に能力を持っている方については、今後も採用してまいりたいと、できるだけ、だから嘱託員については2名ぐらいになるような形で採用をしてまいりたいというふうな考え方は持っております。

それから、2点目の公園管理委託の中で透明性の問題もございます。私どもとしたら、できるだけ透明性を持った中では、どんな形がいいのかについては、再度、考えてまいりたいと思っております。今ここでどうだということは、ちょっと答えにくいんですけども、そんな形で、再度、考えてまいりたいと思っております。

それと南千里丘の新しくできる公園につきましては、これは一応都市公園でございます。都市公園でございますので、一応、管理につきましては、私とこの都市公園に合ったような形で、清掃についてはシルバー人材センターで、草刈りについても一応、シルバーの方でやっていくような考え方をしております。ただ、地元の方で面倒をみてあげようというよ

うな形の自治会ができ上がりましたら、そのときにはそちらの方に運営をお願いしてもいいかなというのは考えております。でも、基本的には都市公園でございます。

最後に公園の遊具について、実際、今現在、D判定の遊具についてはすべて動かない状態でテープでまいております。これについては今現在、撤去に入っております。できるだけ年度内には撤去できるような形で持っていきたいなという考え方はしておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 まず、違法駐車追放事業でございますけれども、地域、また、住民等から要望のございました箇所につきましては、重点的に周るようにいたしております。銘木団地の車ということでお話が出ておりますけれども、これにつきましても現在、重点的に周らせていただいております。ただ、改善されないようであれば、摂津警察署、また、道路管理者である茨木土木事務所とも協議しながら対応していきたいと考えております。

それから、2点目、自転車利用者指導委託でございますけれども、昨年9月10日から千里丘駅西に朝8時から夕方4時まで、2名の指導員を配置いたしております。駐輪場につきましては、一応、完成を見ておりますけれども、駅前の環境保全ということで、引き続き配置をしていきたいと考えております。

それから、この9月22日に完成いたしました千里丘駅西自転車駐車場の利用状況でございますけれども、10月15日現在の状況でございますけれども、自転車定期1,240台に対して1,131台、91.2%。それからミニバイク、

定数192台に対して159台、82.8%。それから自転車、ミニバイク、それからバイク自動二輪等の一時預りもございませうけれども、一時につきましては、まだ、相当数空いておる状況でございます。

それから、最後に現在、自転車の移動保管につきましては、年間145回実施しておりますけれども、土日の撤去については、今のところ行っていないところでございます。来年度につきましては、担当課、また、委託業者等とも協議をいたしまして、土曜日1回の撤去を来年度よりやってまいる形で検討を重ねておるところでございます。

一応、土曜日につきましては、午前中ということで、現在の段階では日を固定するのではなく、奇数月、偶数月で日を変えた中で実施をしたいなということで検討をいたしております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 それでは、いずれも要望とさせていただきます。

今の千里丘駅前の駐輪場ができて、まだ、一時預かりはスペースがあるという形なので、これはまた、啓発していただいて、できるだけいっぱいになるような形のもので、先ほど、大砂参事の方から言われました、シルバーが10時から4時と、その間は確かに放置自転車はないんです。だけど4時以降は、どうしても放置自転車が、それはもう乗られている方のモラルと言えはモラルなんです、やはりそういうので、まして土日の夕方はあふれております。

やはり、先ほどのガード拡幅というのか、それに伴う車線の変更がなつて、ことぶき商店街のそこ、また今はまだ右折できないので、やはり4丁目の方から回ってくる車が左折してガードに入るとい

車も多くなつてきております。だから確実に、先ほど、新留課長が言っていたきましたような形で、夜になったら光もまだまだ暗いと思ひますし、動線が変わるといふことは、今までの歩行者とか、またあそこの第1駐輪場があるという形の方は、全然そんな意識はなしに行かれます。それで夜になると、まして雨が降つて、それで車が入れ違ふという形のところで、傘に当たつたり、また子どもがそれに引っかけたりという形のところで、先ほどお伺いしてましたら、費用的には一切、茨木土木事務所、府の方の仕事ですけど、そこに起こつてくる事故なり、そういうことに関しまして、やはり道路管理者という形の、本市の責任という形が問われるようなことが起こつたときには、それが起きないような形で強く大阪府に申し入れをしてもらつて、やはりその歩行者の安全、市民の安全を、どう担保していくかといふのは重々、その辺はまた、交通対策の方とも協議しながら、その部分を一番最優先に考へてもらつて、また新しくガード拡幅がなされて、あそこがまた供用開始されて、それによつてまた、本格的な稼働になつたときには、まずそれはそれなりの対応をしてもらつたらいいんですけども、とりあへずは、そういう仮にでも、ことぶき商店街の方の動線が変わつてくるといふことで、あそこを今まで歩いてる方は、今、歩かれてる方はそういう意識なしに、子どもなんかも歩いてますので、その辺は本当に危ないと思ひますので、重々強く大阪府の方に申し入れしていただきたいと思ひます。

公園の方の契約の問題、いろいろ問題はあるかと思ひますが、やはりせつかく一度、そういう形で原田委員の提案でなされて、そういう形の、また新しい

取り組みをされて、それを1年で変わってしまうというのは、何が問題があったんか、またそれで費用対効果で何で単価契約と指名競争入札と、そういう形のもので、単価契約と同じだけの事業ができなかったのか、その辺もきっちりもう一回、検証してもらった中で、やはり市民の方の税金が適正に使われて、それは透明度のあるという形のもので使われているという形を、もう一度、真剣に考え直していただいて、取り組みをお願いしておきたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時58分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第6号及び認定第9号の審査を行います。補足説明を求めます。

栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 認定第6号、平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

特別会計決算書の98ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書について、まず歳入から説明させていただきます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が本市の公共下水道管に流入していることから、当該公共下水道管の建設費に係る起債の償還にあわせ、両市より負担金を収入しているもので、収入済額は前年度に比べ2.1%の減となっております。これは一部の起債について、償還が完了したものでございます。

目2、受益者負担金は公共下水道の供用開始面積に応じて、賦課徴収する負担金で、収入済額は前年度と比べ11.7%の減となっております。これは滞納繰越額の減少に伴い、過年度分の納付額が減少したことなどによるものでございます。なお、不納欠損額は138万4,434円で、これは時効などにより債権が消滅したものでございます。平成19年度は、摂津南負担区ほかで約5万4,794平米に賦課しております。

歳入状況につきましては、事務報告書の244ページをご参照願います。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、下水道使用料及び下水道敷地占用料で、収入済額は前年度に比べ8.2%の増となっております。これは下水道使用料の改定などによるものでございます。なお、不納欠損額は406万7,971円で、これは時効などにより、債権が消滅したものでございます。

歳入状況につきましては、事務報告書の244ページをご参照願います。

項2、手数料、目1、下水道手数料は排水設備工事に係る指定工事店登録及び責任技術者登録の申請手数料のほか、水路敷地境界明示手数料などで、収入済額は前年度に比べ92.2%の増となっております。これは指定工事店登録申請件数が増加したことなどによるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は公共下水道事業補助金で、収入済額は前年度に比べ36.7%の増となっております。これは補助対象事業が増加したものでございます。

款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、収入済額が前年度に比べ4.

7%の減となっております。これは、歳入で下水道使用料収入及び資本費平準化債が増加したことなどによるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、収入済額が前年度に比べ29.6%の減となっております。これは貸付件数の減少に伴い、現年度分が減少したことなどによるものでございます。

歳入状況につきましては、事務報告書の244ページをご参照願います。100ページをお開き願います。

項2、目1、雑入は、収入済額が前年度に比べ92.0%の減となっております。これは保険金の減少などによるものでございます。

款6、項1、市債、目1、下水道債は収入済額が前年度に比べ31.0%の増となっております。これは公共下水道事業債が減少した一方で、流域下水道事業債、資本費平準化債、公営企業借換債が増加したことによるものでございます。なお、借入先については、公共下水道事業債及び流域下水道事業債は、財務省、公営企業金融公庫、資本費平準化債及び公営企業借換債は銀行となっております。

款7、項1、目1、繰越金は繰越明許費に係る財源を前年度から繰り越したものでございます。以上が、歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。詳細につきましては、決算概要の217ページから221ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

特別会計決算書の102ページをお開き願います。

款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費は執行率96.6%で、その支出

済額が前年度に比べ8.7%の減となっております。主な内容といたしましては、節2、給料から、節4、共済費まで職員10名の人件費でございます。

節13、委託料はパソコン保守委託料及びシステム開発委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会及び日本下水道事業団などに対する負担金でございます。

104ページ、節27、公課費は消費税及び地方消費税でございます。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は執行率98.6%で、その支出済額が前年度に比べ16.8%の増となっております。

主な内容といたしましては、節8、報償費は受益者負担金の納付に係る前納報奨金でございます。

節11、需用費はポンプ場及びガランド水路親水施設などに係る光熱水費並びにポンプ場のほか、下水道施設に係る修繕料などでございます。

節12、役務費はポンプ場などの通信運搬費及び下水道使用料改定に係る新聞折り込みの手数料並びに下水道施設及び公用車の保険料でございます。

節13、委託料は下水道使用料徴収事務委託料、集中管理室及びガランド水路親水施設などの維持管理に係る委託料、不明水対策調査委託料並びに下水道使用料改定に係る料金システム改造委託料などでございます。

なお、委託内容につきましては、事務報告書の243ページ、251ページから254ページをご参照願います。

106ページ、節16、原材料費はマンホール蓋などの材料費でございます。

節18、備品購入費は耐用年数の経過などに伴い、公用自動車の買い換えを行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道の維持管理に係る負担金及び水洗便所改造費用に対する助成金でございます。

節21、貸付金は水洗便所改造費用に対する貸付金でございます。

目2、下水道整備費は執行率91.5%でその支出済額が前年度に比べ24.8%の減となっております。

主な内容といたしましては、節2、給料から、節4、共済費までは職員7名の人件費でございます。

108ページ、節13、委託料は工事設計ほか委託料と家屋調査委託料及び公共下水道再評価業務委託料などがございます。なお、委託内容につきましては、事務報告書の263ページから264ページをご参照願います。

節15、工事請負費は公共下水道工事の請負費でございます。安威川以南区域などにおきまして、21件の工事を実施しておりまして、布設延長は約2.1キロメートルとなっております。なお、工事内容につきましては事務報告書の265ページから268ページをご参照願います。

節19、負担金、補助及び交付金は流域下水道施設の建設に係る分担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は公共下水道工事に伴う水道管などの移設費でございます。

次に、款2、項1、公債費、目1、元金は、その支出済額が前年度と比べ25.6%の増となっております。

節23、償還金、利子及び割引料は公共下水道事業債、流域下水道事業債及び公営企業借換債の元金償還金でございます。

目2、利子は、その収出済額が前年度と比べ4.3%の減となっております。

節23、償還金、利子及び割引料は公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債及び公営企業借換債の利子償還金でございます。

款3、項1、目1、予備費は今年度については流用はございません。

款4、項1、目1、繰上充用金、節22、補償、補填及び賠償金は、前年度の歳入不足額を繰上充用金で補てんしたものでございます。

なお、111ページに実質収支に関する内容を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、認定第9号、平成19年度安威川、淀川右岸流域下水道組合会計歳入歳出決算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

18ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書について、まず、歳入から説明させていただきます。

款1、分担金及び負担金、項1、目1、分担金は流域組合に対する5市1町の分担金でございます。このうち、本市の分担金は5億5,053万7,000円となっております。

款2、府支出金、項1、府補助金、目1、下水道費補助金は施設の維持操作事務に係る補助金でございます。大阪府への事務承継に伴い、大阪府が組合にかわって、4月、5月に業者等に支払う額に対する補助金相当額を控除した額となっております。

款3、項1、目1、繰越金は前年度繰越金でございます。

款4、諸収入、項1、目1、組合預金利子は定期預金の利子でございます。

20ページをお開き願います。項2、受託事業収入、目1、し尿処理受託事業収入は、高槻市及び茨木市からのし尿処理受託事業収入でございます。

目2、節1、味舌ポンプ場水路系受託事業収入は味舌水路の水を味舌ポンプ場の水路系ポンプにより、安威川に排除していることに伴う、同ポンプの維持操作受託事業収入で、本市が負担しているものでございます。

項3、目1、雑入は電気、水道、ガスの一時使用料ほか、スクラップの売却代金などでございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。組合解散に伴い、出納閉鎖期間のない打ち切り決算となったことにより、歳出の執行率は80.0%となっております。

22ページをお開き願います。

款1、項1、目1、議会費は主な内容としましては、節1、報酬は組合議員14名の報酬、節9、旅費は議員行政視察に係る費用弁償でございます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は主な内容としまして、節1、報酬から、節4、共済費までは、嘱託員1名、特別職6名、一般職11名に係る人件費でございます。

節12、役務費は焼却炉の火災保険、下水道賠償などの保険料ほか、通信運搬費などでございます。

24ページをお開き願います。目2、公平委員会費は主な内容としまして、節1、報酬は、議員3名の報酬、節9、旅費は全国公平委員会連合会総会ほか、出席に係る費用弁償でございます。

項2、目1、監査委員費は主な内容としましては、節1、報酬は議員2名の報酬、節9、旅費は全国都市監査委員会総

会出席に係る費用弁償でございます。

款3、項1、下水道費、目1、下水道一般管理費は、主な内容としましては、節2、給料から、節4、共済費までは、一般職4名分の人件費でございます。

26ページをお開き願います。

節12、役務費は雨水情報管理システム回線使用料でございます。

目2、中央水みらいセンター費は、安威川流域下水道中央水みらいセンターの維持管理に係る経費で、主な内容といたしましては、節2、給料から、節4、共済費までは一般職15名分の人件費でございます。

節11、需用費は水処理汚泥処理用の薬品代、機械電気設備等取替部品代等の消耗品費、コークス、重油等の燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節13、委託料は施設運転管理委託料、電気機械設備点検整備委託料、産業廃棄物運搬処分委託料などでございます。

目3、高槻水みらいセンター費は淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターの維持管理に係る経費でございます。

28ページをお開き願います。

目4、岸部ポンプ場費は、吹田市にある安威川流域下水道岸部ポンプ場の維持管理に係る経費でございます。

目5、前島ポンプ場費は高槻市にある淀川右岸流域下水道前島ポンプ場の維持管理に係る経費でございます。なお、高槻水みらいセンター、岸部ポンプ場、前島ポンプ場は、本市に関係のない施設であるため、内容説明は割愛させていただきます。

目6、味舌ポンプ場費は、安威川流域下水道、味舌ポンプ場の維持管理に係る経費で、主な内容といたしましては、節11、需用費は消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、節13、委託料は施設運

転管理委託料ほか、電気機械設備点検整備委託料、産業廃棄物運搬処分委託料などでございます。

30ページをお開き願います。

目7、穂積ポンプ場費は、茨木市にある安威川流域下水道、穂積ポンプ場の維持管理に係る経費でございます。本市に関係のない施設であるため、内容説明は割愛させていただきます。

目8、摂津ポンプ場費は安威川流域下水道、摂津ポンプ場の維持管理に係る経費で、主な内容といたしましては、節1-1、需用費は消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料。節1-3、委託料は施設運転管理委託料、電気機械設備点検整備委託料、産業廃棄物運搬処分委託料でございます。

款4、項1、公債費、目1、利子は全額不用額となっております。

款5、項1、目1、予備費も全額不用額となっております。

なお、33ページに実質収支に係る調書及び35ページに財産に係る調書を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成19年度安威川、淀川右岸流域下水道組合会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、認定第6号から1点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

決算書の109ページ、節1-5、工事請負費、その中の公共下水道工事に関係してでございます。その中身でございますけれども、先ほども補足説明がございましたけれども、基本的なことを聞いて申しわけないんですけれども、雨水幹線の整備設計の観点で、お聞きしたいと思

うんです。19年度の当初予算では、浸水対策としまして、異常降雨による各水路の増水に対して、早期に状況の掌握を行い、また異常事態に際して、迅速に対応するため、集中管理室内のテレメーター装置を6年計画で更新して、水路の水位上昇に対して、遠隔操作でゲートの開閉を行い、浸水被害を未然に防ぐことのできる体制を維持してまいります、等々です。ね、実施をさせていただいていると思うんですけども、この19年度における雨水の対策、大まかな部分になってくるかなと思うんですけども、このテレメーターの分も含めて、ご説明いただけたらなと思えます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 集中管理室のテレメーター装置更新工事を19年度からさせていただきます。

まず、集中管理室と市内24か所のゲート及び除塵機のテレメーターにつきまして、第1期は平成4年施工から、第4期は平成10年施工までの24対向の48台導入しております。

テレメーターの装置内のCPU、中央演算処理装置等の部品等が、時代の進歩に伴いまして、電子部品の世代交代が著しく進んでおりまして、供給調達が困難になっております。生産中止となりまして、そのためテレメーター装置を年次的に更新したものでございます。

なお、平成19年度は初期の第1期工事で導入いたしました12台のうち10台を更新しておりまして、今後は残りの2台と第2期工事で導入いたしました24台のうち8台、計10台、5対向を更新するものであります。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 テレメーターの方は管理の方から答弁しましたが、雨水

整備についてということで、ご答弁をさせていただきますと思います。

今、公共下水道にかかわります雨水整備の状況でございますが、平成19年度末、雨水整備率といたしましては54.4%でございます。

特に、分流区域の方が雨水33.7%と非常に低くなってございます。本来、公共下水道の整備を順次進めていかなければならないのですが、何分、雨水の管渠工事には非常に莫大なお金等がかかってまいります。そんな状況の中、今の市財政のもと、着手には少し足踏みをしているかなという状況でございますが、その公共下水道が着手できない分、一応、市内の農業用水路、これを活用しまして、流域幹線の方に抜くことによって、雨水排除を今現在、行っているという状況でございます。

それで、雨水排除率といたしましては、市域89.7%という状況でございます。公共下水道でいいますと、10年確立の対応にはなっていないんですが、一応、それで今、浸水はしのげておるのかなという状況でございます。

それと、一番、今、昨今のゲリラ降雨の中で懸念いたしております雨水対策、これが東別府の地域が非常に昨今、遊水地である宅地等も埋められまして、なかなか雨水がすぐ出てしまうという状況のもとで、緊急的な措置が必要になってくるんじゃないかなというふうには考えておるところでございます。

そんな中、一応、本管整備はできないんですが、暫定対策といたしまして、18年度、淀川プラント裏等、污水管の布設とともにですね、既設管の能力をアップするための排水管の布設がえを行ってあったり、あと別府の小学校の前なんですけれども、排水不良箇所の管渠の布設

がえ等行っているような状況で対応いたしておるところでございます。

あと、新幹線の側道になるんですが、かなり水はけ等も悪いということで、今年度委託の中で暫定処置ではございますけれども、検討はさせていただいているというような状況でございます。

○山本靖一委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁ありがとうございます。

市民の方からも、水がたまって、そんなにすごく激しい雨じゃないんですけども、そういうお話があったりして、現場に見に行きますと、やっぱりそこは、例えば、南別府町なんですけれども、大きな幹線道路から流れ込んだ水がはけないといった部分が発見できたんですけども、基本的なことを聞いて申しわけないんですけど、安威川以南と以北のですね、先ほど言われておりました方式的な部分ですね。違う方式と聞いたような認識があるんですけども、その辺、教えていただければありがたいと思うのです。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 下水道の排除方式の内容かと思えます。

一応、安威川の以北につきましては、合流方式と申しまして、一つの管で污水と雨水を一度に流す状況です。ですから、以北につきましては、ほぼ整備率としては99%の整備を行っておりますので、雨水排除も順次できておる状況。安威川以南につきましては、分流方式と申しまして、污水と雨水を別々の管で排除する方法という形の中で、現在、污水を重点的に整備をさせていただいた関係で、雨水の本管整備は、まだ今、33.7%であるというのが実態でございます。

○山本靖一委員長 南野委員。

○南野直司委員 財政のこともいろいろ

とあると思うんですけども、昨今、地球温暖化で、本当に集中豪雨というのがありますので、早期の実現を目指していただいて、取り組んでいただきますよう、よろしく申し上げます。要望としておきます。

○山本靖一委員長 ほかに、原田委員。
○原田平委員 先ほど南野委員もご質問されましたが、テレメーターについてご質問いたしたいと思います。

定期点検委託料として、年190万3,650円の執行であります。先ほどの説明によりますと、CPUの構成部品が時代の進捗に伴い、電子部品との世代交代が著しく進んでいると、こういうことによって、切りかえしなきゃならないということですが、これについて、どのようなお考えか、まずお聞きをいたしたいと思います。続いて、またあとの質問をいたします。

東別府の話でございますが、埋設同意が得られないがために、公共下水道工事の管渠布設工事ができないという状況であります。公共工事に対する、何らかの法的な措置を持ってですね、やらなければ、いつまでたっても、この地域は公共下水道が完備しないという状況であります。

やっぱり法的な措置をとりながら、進めるということも一つの手だと思うんですが、そういう取り組みはなされてきているのかどうかをお伺いをいたします。

それから、多分これ修繕料で3,824万9,310円ですが、これがテレメーターの取替工事、更新工事の一部入っておるようではありますが、どのような状況で進んできているのか、お尋ねをいたします。

水質分析委託料として、掲載をされておられますが、内容についてお尋ねをい

たします。

もう1点、集中管理室維持管理業務委託料として、掲載をされて執行をされました。これにつきましては、以前からも私の方から、やはりそういったテレメーター等、いわゆる管理がリアルタイムにできるような状況にある中で、やはり常備的に必要ということではならんだろうと、やはり費用対効果を含めて検討すべきだというふうに主張してきたわけですが、依然、随意契約、そして入札契約とされて、同業者がずっと長年にわたって仕事を受注されておるわけですが、これについて、やはり疑義を持つものの一人であります。

そこで、どういうふうな、19年度のこの入札、あるいは随意契約、どのようにされたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 先ほど、南野委員の質問に集中管理室のテレメーターの装置の更新工事の分の説明させていただきました。

それともう一つですね、集中管理室テレメーターの装置の保守点検もあわせて発注させていただいております。これは何かと言いましたら、以前からも平成4年からずっとテレメーターを24対向を順次に点検してっております。15年度に定期検査を実施いたしましたテレメーターの部品装置6か所が、かなり寿命化に伴いまして交換が必要だと。それとあわせて、装置の交換もしておりますという形で、一緒に入札をかけさせていただきました、19年度ですね。その7社が一緒に入札をかけさせていただきましたが、6社が入札を辞退されております。それで入札が不調となった状態でございます。不調となりましたので、も

とも本システム業者であります業者の提示額が入札予定価格以下でありましたので、同業者と契約をしたという状態でございます。その辺の方はちょっとご理解いただきたいと思っております。

集中管理室維持管理業務委託の内容でございますが、以前から、委員からのご質問等ございまして、経費の軽減について、以前からも見直しをとということでお聞かせ願っておりました。19年度より見直しを行っております。

内容でございますが、年間を通じて24時間の勤務体制で、昼間は9時から17時の間は2名で、夜間は17時から9時の平日は1名で、土、日、祝日、祭日は、年末年始は2名の体制で行っております。

危機管理の観点から、年間を通じて降雨、台風などの緊急事態に備えて24時間体制で臨むようにしております。また、昼間は日常的に各施設を巡回しまして、必要に応じて除塵機の清掃、またゲートの施設の軽微な点検などを行い、緊急事態に備えておるところでございます。

また、当該ゲート付近の水路内の粗大なごみの清掃も行っております。また、この業務は平成19年5月から平成22年4月までの複数年契約をすることにより、経費の削減を図っております。

委託費についてでございますが、落札率によっては変わりますが、16年度は2,796万3,750円です。17年度は2,748万3,750円で、18年度は落札率がかなり低くなっておりまして、1,619万6,250円となっておりますが、19年度は業務内容の変更と複数年契約をすることによりまして、年間に直しまして2,563万6,450円でございます。ですから、20年、21年度は2,625万円となりまして、

17年度、16年度に比べましたら、入札によって安価になっているという形でございますので、すべて入札でやっておりますので、その辺、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 東別府2丁目の埋設未同意地域のお話でございますが、委員おっしゃるとおり、地権者との話は、いまだ解決には至っておりません。しかし、先般の委員会でも委員の方から直接行かなければ、周囲から攻めたらというお話もちょうだいいたしております。その中で、今年度、周囲からの攻めぐあいという状況の中で委託の方も、検討は今いたしておるところでございます。

委員おっしゃってございます法的手段という形の中で、一応、弁護士の先生方にもご相談はさせていただいております。そんな状況の中で、法的手段をとるにしても何にしても、やはり地元の方のやはり後押し、これもやはりちょうだいしたいと思っております。ことしの初めに自治会長さんの方へ行かせていただいて、そのあたり、今、こういう形で考えておるんですけれどもということで、お話をさせていただいたんですが、どうも東別府の自治会の中で二分した形の中で、片や整備が完了してる、片やまだできていない状況の中で、住民同士の交流等の中で、公共下水道に対する要望の意識が、少し薄れがちなんですよというようなお話も聞かせていただいております。そんな中で、やはり法的手段をとってやっていくにしても、やはり地元の後押しが、やはりちょうだいしたいところでございますので、そのあたり、今から、各自治会の方へ働きをかけていくような方法をとっていききたいと、今、そういう形で動かしていただこうと、今、考えておるような

状況でございます。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 今、原田委員のおっしゃった水質分析の内容についてということでございますので、私の方から説明をさせていただきます。

まず、私どもの考えとしましたら、公共下水道を使用する関係者、最近の言葉で言いましたら上流下流の思いやりというのがあろうかなというふうに私は考えながら、この分析の業務をしております。

と言いますのは、一般家庭も含めまして特定事業場、要するに特定施設ですね、製造業をなさっている会社からの廃水も全部公共の中に入ってまいります。公共で受けましたものは、流域の処理場の方へ廃水を流していくわけですが、そうしたときに、それぞれの自分の立場の中で、要するに信頼の連携と申しますか、水質の管理をしていくというのが、やはり私は、この基本に、分析作業の中にあるのかなというふうに考えております。

業務の内容ですけれども、当初、水質検査をする箇所数、あるいは項目数を決めまして、業者の方へ、それぞれに説明をして見積もりをもらって、1検体ごとの単価契約を行っております。

実際に業務としては、検査する対象の項目は、それぞれ下水道法、あるいは施行令の中で決められている項目について、必要な項目数だけを、検体をとって採水している。

実際に、その業務の中には、採水をする業務、つまり60センチほどの下水の管に5尺、五、六寸の体の人間が、中間スラブまでおりて、そこで休憩しなきゃいかんような深さのところへ採水をしに行くと、本管の採水をする。その作業も含めた中で、分析依頼をしております。私どもがやる部分については、公共下水

道と流域の接点、接続点で行っております。その回数につきましては、毎月やる分と、それから重点調査と申しまして年2回する分があります。これはちょっと項目が違うんですが、それと特定事業場、特定施設を持っている会社、要するに有害物質を使っておられる会社からの廃水のチェック。それと、流域、流入実態調査という、これ北部流域下水道関係に關係する市町村で、そういう組織をつくっております、一斉採水をしてやるというような、そういう回数がございます。項目につきましては、先ほど申し上げましたように、下水道法で決められている重点というふうに、私たちは言うているんですけれども、5項目。それから、それが毎月点検している部分ですね。それと、年2回の重点調査、これは5項目プラス有害物質とされているもの。この有害物質といいますのは、特定事業場が廃水の制限を受ける項目、例えば、カドニウムとかシアンとか、そういう体に余りよくない、有害ですね。その分を各接続点、10か所でっております。

特定事業場については、24業者がありますので、その中で、その最終の公共汚水ます、下水処理をされて放流される最終の公共の汚水ますのところをふたを開けまして採水をして、点検をします。もちろん特定事業場の方も毎月の、それぞれの検査はされておられます。測定義務というのが、また下水道法の中では決められておりますので、項目としては2項目しかないんですけれども、施設の維持、管理をするという意味で、独自に検査をなさっておられます。

そういうふうな実態です。ですから、特定事業場は、特定事業場で、自分で使っている物質の分析をされる。公共は公共でまた流れて行く先へ、またそういうの

を流せませんから分析をすると。流域は流域で最終放流する、ここでしたら安威川へ放流しますから、放流するときでの水質の分析をしていると。その中間的なところで、公共の分については、私どもが担当しておると、こういうふうな実態で委託分析をさせておる次第です。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 集中管理室のテレメーターの装置点検、あるいは修繕ということになります。現在、7社。6社が入札を辞退してきたと、こういう事実があるということでもあります。この機種につきましても、長年にわたりまして、富士電機水環境システムズの子会社が受注しております。したがって、ここが再度やるわけですが、6社が入札辞退をしたということに非常に問題があるんじゃないかというふうに、私は思っております。と言いますのは、いろいろ調べて見ますとですね、この機器等について、今の時代でございますので、たくさんあります。そういう会社がたくさんあるにもかかわらず、7社が応募して6社で、この富士電機が残ったということでございます。これは、悪く言えば、ひょっとしたら談合されているんじゃないかという疑いも持たざるを得ないというふうに思うわけでもあります。

この機種はですね、今、説明がありましたように、非常に日進月歩と言うんですか、日々進んできているということで、会社によっては、レンタル方式をやっていきます。レンタルで借そうということで、そういう方式を取ってる会社もございません。摂津市の場合は、親メーターから子メーターまで、すべてコントロールできるようにということで、買い取りであります。

買い取りをしたためにですね、十数年

で、点検もずっとやってきているのにかかわらずですね、機種を全面にかえなきゃならないと、こういう事態ができたわけなんです。どうも業者ペースに入っているんじゃないかというふうに感じます。そこらがもう少し、費用が5基で2,000万円の費用なんです。1基約400万円かかっておる、年間の管理費がかかるわけですが、こういうことについて、もう少し研究をした上で取り組むべきではないのかなというふうに思うわけですが、業者ペースで進まれた、この改修というんですか、テレメーターの修繕料のことについて、再度、ご答弁をいただきたい、考えを聞かせていただきたいと思っております。

それから埋設同意ね、私どももちょっと弁護士といろいろと協議をいたしまして、やはりいける方法もあるというふうに言われています。そういう意味で法的に、やはり埋設同意は得られない場合でも、何とか方法でいこうと、いけるやないかというようなことも言われておりました。それで、摂津市の顧問弁護士ともよく相談されていると思うのですが、長年にわたってできない場合は、もう既に、その地域の住宅は非常に古くなってきているということで、浄化槽の耐用年数もきているということですね、やはり今の時期が、公共下水道をやる時期だと思います。これがもう少し先になれば、もう浄化槽の機能は悪いからということで、更新をされるということになってくると、公共下水道は要らないということになってきて、せっかく公共下水道を入れても接続してもらえないと、こういうような状況では、公共投資の目的は達せないというふうに感じます。

そういう意味で、再度いろいろと協議をされていると思うのですが、埋設同意

についての法的な考えについて、お尋ねをいたしたいと思います。

修繕料は先ほど、テレメーターの関係で申しあげましたので、考えをお聞かせをいただきたいと思います。

水質分析委託料であります、253万7,325円。多分5項目、言われたのはBOD、COD、pH、SS、色度、こういう5種類だと思えます。この程度の検査でということであれば、流入は毎月1回、それから会社等については10か所をやっているということになります。

参考に水道部の方の水質検査を聞かせていただきましたら、51項目検査をやられておられて、その額は回数にもよるんですけども、年間を通じて140万円ほどで、その水質検査をやらせておられます。これ先ほど申しあげましたように、51項目をやられておられます。摂津市の土木下水道部の公共下水道の水質検査、非常に高いんじゃないかというふうに感じました。多分これも随契だったというふうに思えますけれども、この至った経過並びに基準ですね、単価基準等について、もう一度お尋ねをいたしたいと思います。

集中管理室の管理業務委託料でございますが、若干、いわゆる仕様書の見直しをやられたということですが、先ほど申しあげましたテレメーターの設置に伴う、リアルタイムに24時間、状況把握をできるという、いわゆる投資をしているわけですね。逆に、その投資の費用対効果というのは、そういうところで節約というか経費を削減しなきゃならない、テレメーターの、その趣旨は、そこにあります。いわゆる経費の節減に大いに役立つというふうに言われているわけです。そういうところで、集中管理室の

委託業務をもうやられたということでもあります。2か年契約であります、何とかね、経費節減のための方策はないのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 今回のテレメーターの装置更新につきましては、19年度には、部内でかなり検討は実際したところでございます。業者の方は、いざ、私、富士電機の方でとれなければ故障箇所が発見された場合には、部品等の準備に日数を要するという、かなり抵抗があったんです。でも、私どもとしては、今回、新たにテレメーターの装置を更新する。また、保守点検も新たにすることで、部内で検討して、一度、入札にかけようということで、入札に踏み切ったところなんです。ただ、たまたまやっぱり6社の方が辞退されて、やむを得ずもともとの業者になりましたというところなんです。ですから、私どもの方も、やっぱり一度は入札して、競争入札をして少しでも安い委託でこういうことでしたんですけど、結局、結果はこういう形になったんですけども、その辺はちょっと理解をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、集中管理室の分でございますが、平日は、昼は2名体制なんです。夜は1名体制、それと土、日、祝は24時間2名体制なんです。夜の場合1名、でも平日ですので、昼間職員おりますので、天気等の情報も確かですので、その辺から夜の方は1名という形で、複数年の3年契約でさせてもらたところでございます。何分ご理解のほどよろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 まず、水質分析の件で、水道部のお話が出ました、私

も比較してみる必要があろうかなと思うんですけども、聞くところによりますと、実際に水道部の方では出しておられる項目が非常に、51項目の検体はあるんですけども、また140万円のお金はかけておられるというのは聞いてはおるんですけども、やっぱり、みずから検体を取ってですね、やられるケースが水道部の方式でされているんじゃないかなというふうに思います。ですから、そういう意味で総額ではね、向こうの方が少し金額は、うちの分とは比較できないかなという部分は思うんですけども、うちの方も土木下水道部としての出し方につきましては、先ほど申しましたように下水道法で決められてる項目について、年何回あります。どの場所でありまして、個数が幾つありますと、そういう総合的な分析の業務体系の中で、これでどうですかと、また、こちらの業者にも、これでどうですかということで、もらった単価が一番安いところで契約をさせてもらっておるということで、项目的に言いましたら、もちろん51項目、うちの方では回数が少し多いかもわかりません。そういう意味で、費用が少し高なっているかなという気がします。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 東別府2丁目の件でございます。

委員おっしゃるように、もう既にアイオイ住宅、ほぼ20年経過いたしておりますので、まあまああの浄化槽等もかなり老朽がきているという認識はいたしております。

先ほどもおっしゃっております法的な内容、市から訴える方法であったり、そのあたりも一応、弁護士と相談をさせてはいただいております。そんな状況の中で、相手の出方次第によって、ころっと

変わってくる状況もありますので、今の時期に逸さない状況で、対応はとっていきたいというふうには考えております。少し詳しい内容までは入り込めないですけども。

○山本靖一委員長 栗屋部長の方から1点目のテレメーター修繕の関係でね、買い取りにしているけれども、レンタル方式はどうかという提案とか、それから東別府の埋設同意、今、渡辺課長の方からご答弁いただきましたけれども、これまでのいろんな経過がありますから、総括的に改めて考え方、ご答弁いただけたらと思います。

栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 それでは、まず1点目のテレメーターの関係でございます。

これはあくまでも、入札をさせていただいたという現実でございます。ただ山口課長申し上げているように7社中6社が辞退をされた。ただ、私どもその辞退の理由は定かじゃございません。その辺、また、確認もする必要がある確認もさせていただきたいと思っております。ただやっぱり、委員もいつもおっしゃっているように、この分以外でも透明性の確保から、やっぱり入札は原則であると、このように考えております。

もう1点、レンタルの話でございます。これ正直申し上げて私どもちょっとレンタルの方は把握、私はようしておりませんので、これは今後、そういう方式で問題があるのか、ないのか、その辺も含めてちょっと検討はさせてみたいと、このように思っております。

東別府の埋設同意の件でございますけれども、これも今までから渡辺課長、私も本会議の場でもいろいろご答弁申し上げてきた経緯がございます。ただ、我々、

下水道担当としては、やっぱり一番大きな問題であるというふうに考えてもおります。私も以前、顧問弁護士とも相談したことがございます。法的な手続につきまして、ある一定可能なことは可能だというふうに理解しております。ただ、課長、申ししておりますように、法的な手続を進めるのであれば、地元の方々の後押しもしてほしいというのもございますし、そんでまた、費用的な面も弁護士いわく、結構かかるようなこともおっしゃっておられましたので、その辺も今後、含めまして、地元、また顧問弁護士と詳細にも詰めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点、東別府の関係で、先ほど渡辺課長、申し上げましたけれども、その埋設同意が得られないために、その区域以外の上流箇所も未供用になっております。それは今回、委託で、新幹線の側道も含めてましてね、ルート変更できないのかという検討もしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 部長から総括的にご答弁をいただきましたが、東別府の、この公共下水道の施設については、先ほど申し上げた状況もありますので、早急に対策を講じていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

テレメーターの部分でございますが、私どもいろいろ調べてまいりまして、レンタル方式もね、検討してはどうかというふうに思うわけです。これ私個人の意見です。それで機械がね、新しくなってくる、更新されるということで、このテレメーターにつきましては、いろんなところで利用されています。下水道だけじゃ

なしにね、いろんなところで利用されておられます。そういう意味で機種は変わっていくこともあろうかと思うんですけども、この富士電機水環境システムズと契約をすれば、ずっとやらなきゃならないと思うわけです。今、19年度でやられてですね、以後、あと10数台ですか、また、やらなきゃならないということで、約1億ほどの費用がかかるわけですね。今後かかってくるわけですね。来年、再来年ということで、こういう投資がですね、するにはやはり、いろんな方法も考えなければ、非常に公共下水道料金にもきちっとはね返ってくるわけでありまして、検討してほしいなと思うんですが、部長から総括的にいただきましたので、要望しておきたいと思っておりますが、なぜ6社が辞退をしたか。この原因究明をしていただきたいというふうに思います。

残る1社で随意契約をされたわけですが、その入札の辞退の経過、これきっちりと掌握をしていただきたいというふうに思います。

今後の対応は、例えば残りの機種、残りの箇所等についてはですね、先ほど言ったような方法が検討できないかどうか、一度検討していただきたいというふうに思います。

水質検査の委託料であります。分析検査の委託料であります。これにつきまして、水道部の方の、参考に例を出したわけですが、回数等についてはもっと厳しく、回数もしております。水道部の方は、下水道の水質検査どころではないわけです。そんな状況の中で、流入口に毎月1回やっているということでもありますし、先ほど申し上げました5項目です。水道部は、もっとそれよりも厳しく検査をいたしております。そんな状

況の中で、5項目で、これぐらいの費用については、やはり高過ぎると、正直申し上げてね、水道部の費用と見たら、非常に高いというふうに思うわけでありませぬ。多分、これは随意契約かなと思うんでは、もう一度聞かせていただきたいと思ひます。

随意契約だったら変更して、ちゃんと入札をするということになると思ひますが、その辺だけお聞きをしたいと思ひます。

集中管理室につきましては、今後の課題ということで、また頑張っていたきたいと思ひます。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 今、ご指摘がありました件、重々承知した中で、今後も業務を進めていかなければいけないなというふうに考えております。謙虚に真摯に受けとめておきたいと思ひます。

ただ、私どもの方で水質の検査、なるほど水道部の方は、すぐ体に入れるものですから検査体制とか、あるいは検査項目については下水道法では、これはもう下水の管の中にありますから、直接、我々が触れるというものではないので、そういう意味では水道部の検査の方が充実しているかなというふうには、私も思ひます。

ただ、土木下水道部として、その分析の委託を出すときには、随意契約はしておりますけれども、先ほども申しましたように、年間の回数とか、報告とか、そういうのを指示した中で、説明した中で、示唆した中で数社から見積もりを取って随意契約で、そこで一番安いところで随意契約をしておると、こういう実態であります。

当然、ですから、毎年、同じ業者がするということでもございませぬ。業者も

安いところに決めますから、業者の方もかわる場合もあります。

実際に項目として、金額的に高いんじゃないかなと、そういうふうにおっしゃっている意味もありますし、私としては、その業務全体で、先ほど申し上げましたように、下水道の管へ下りていかないかん、その作業も含めて、この金額というふうに考えております。

例えば、水道の場合には、聞くところによると、自己採水、自分で採水できるという部分もあるように聞いてはおるんですけども、私たちの方は、もう業者の方でマンホールの中に入って行って、先ほど申し上げたように中間スラブのところ、どっこいしょと休んで、そのひもをたらして、下水の管をくんでいかないかんというような、少し3Kといひますか、そういう部分も要素の中には含まれているのではないかなというふうには、私はそういうふうに考えておるんですけども、その辺で、冒頭に申しましたように、委員のおっしゃっていることは十分、真摯に受けとめて考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 考え等については理解をいたしますがね、業者の決定、これは財団法人関西環境管理技術センターというところにね、随意契約をされているわけですね。

いわゆる公共のあり方ということで、今、随意契約を見直そうということが、やはり経費の節減やとか、むだな税金を使つてはいけないということで、やられているわけです。これは、毎年かわりますねんということでありますが、この種の業種の中で、業者がたくさんあります。それを必ず入札をしていただいて、そし

てやはり安価なところと契約をすると、こういう基本原則に立ってですね、進めていただかなければ、やはりむだ遣いが、こういうところにも出てくるんじゃないか。これは高い安いはね、先ほど参事言われましたようにね、3Kだということで、下水道管の中に入って行く、それはそれぞれの仕事もあります。工事するのもありますね。しかし、こういう状況がありますが、検討することがあると思うんですが、ちょっと今の説明ではね、ちょっと納得せえと言われてもちょっとしがたいので、もう一度考えだけをお聞きしたいと思います。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 それでは水質につきまして、いろいろご指摘いただいた件、私の方からご答弁させていただきます。

まず、今現在やっている随契につきましては、担当も申し上げますように、1社見積もりで決めたものでございまして、複数社の中から安価な価格で随意契約をさせていただいたというのが実態でございます。

ただ、今、水道部との比較も指摘していただきました。今、お聞きしたところでは水道部の方が安い。逆に言うたら、やっぱり人体にも影響がある中での水質検査であるにも価格が安いと、そういう問題もございしますので、今、この場でどうするとは、よう申しませんが、水道部の方の内容も確認した上で、水道部も水質環境の専門職もおられますから、その辺の指導も受けながら、今後、改善できるものがあれば、我々も改善していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○山本靖一委員長 よろしいですか、ほかにありませんか。

野原委員。

○野原修委員 それでは3点、質問させていただきます。

受益者負担金に関しまして、取り組みをどうされているのか、また下水道使用料に対しての取り組みをどうされているのかお聞かせください。

それと、ガランド水路親水施設管理事業に関しまして、これは今年の決算でしたか、ことしの予算のところで、新たな清掃は今までの業者と違う、新たなそういう業者を探してやることによって、安価にできるような形にできたというお答えを説明いただいたかと思うんですけども、そういう形でいろいろ苦勞されて当たっておられると思うんですけど、本来、土木下水道部の管轄ということなんですが、前から提案しておりますが、その辺の植採に関して、公園みどり課が関するなり、そういう形の取り組み、また第三中学校の生徒に、そのガランド水路の清掃ということで、水の大切さとか、そういうことを教えるというような取り組みをお願いしてたんですが、その辺の進捗状況というか、取り組みはどうなっているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口土下水道管理課長 そしたら、ガランド水路の取り組みの方から話をさせていただきます。

まず18年からですね、水路の清掃ですけども、やはりしゅんせつ業者、やっぱり餅は餅屋ということで、やっぱりプロがしたら、それなりの作業効率もいいかということで、18年は11回の清掃で済んでおります。ただ、19年度に関しましては、業者は違うんですけども、同じ餅屋のしゅんせつ業者でさせてもらっています。19年度は13回清掃してお

ります。同じしゅんせつ業者で11回と13回、なぜ2回ふえたのかなと、ちょっと私なりに考えてみました。

そしたら、日照時間が、私は平成11年から平成19年の間で調べましたら、平均2,050時間。ところが平成18年は日照時間が1,860時間ございまして、平成19年が2,125時間ございまして、18年度と19年度で約265時間の差があった分で、2回ふえたのかなと、やっぱり光合成によりまして、藻、コケ等の発生も多いですので、その分、どうしても2回ふえたかなと思っております。

それと今、ちょうど市民文化ホールの北側のガランド水路支線、水路あるんですけども、水路の清掃費用を幾分でも安くできないかなということで、職員で砂、そして砂よりちょっと粗いジャミ砂ですね、あれをまず敷いて、この7月から試験をしております。それで試験した結果、大体、ほぼわかってきておりますけれども、普通の砂を敷いて、2週間ほどして掃除するのと、今までどおり掃除をするとした場合、能力というのは5倍ぐらい違うんですね、砂を敷いて掃除しますと、もうほうきでさささっとはきますと、そのコケや藻等は、その砂の上にどうしてもつくみたいです。ですから、砂をさささと動かすことによって、すぐに軽くとれるようになってきました。それでちょっと、これはええことですねということで、21年度は、ちょっと全面的に砂を敷きたいなと、今、その辺で砂を敷いてシルバー人材の方にですね、見積もりをお願いし、どのくらいかかるかなと、今、親水事業でシルバーの方に沿路等の清掃の委託もしておりますので、それと同時にできないかなと、それと同時にしましたら、今の清掃の約5割か、3割ぐらいは

安くなるんじゃないかなと思っておりますので、今回それに向けてちょっと努力したいなと思っております。

○山本靖一委員長 芳浦参事。

○芳浦下水道業務課長 受益者負担金と使用料の徴収、未済額の徴収体制について、どのようにやっているかという、ご質問でございますが、受益者負担金の場合ですが、現年課税、現年賦課を行いまして、納期後20日前後をめどに督促を出しております。

そして受益者負担金は、9月末と翌年の2月ということになってございますが、督促状を發しまして、重点的にですね、やはり年末、あるいは年度末を重点課題としまして、文書催告なり、あるいは現地訪問、これは現地訪問へ行く場合は金額が多額である場合、あるいは期別で、もう4期分以上残っているというような場合に、させていただいております。

できるだけ、いわゆる文書催告なり、あるいは電話、それから現場訪問ということでございますけれども、なかなか面談もできないケースもございますので、例えば、滞納整理方法としまして、配達証明で出したりもしております。

そして、6期分丸々残しておられる、あるいは、その現場調査を行ったところが、もう住んでおられないというケースがございます。もうガスも停栓されている、水道も停栓しているという場合もございますので、そういった場合については、財産調査を行っております。

それから、市外に転出される場合もございます。そして、市外に転出されても現場訪問しましても、住民票だけが移っておって、現実問題住んでおられないというケースもございます。だから、摂津市に置いたまま、現在おられないというケースもございますので、そのあたりは

できるだけ、税務の調査だとか、そういったことも一応、行いましてですね、できるだけ未済額の解決に努めている次第でございます。

それで、16年度から現年重視の方にやっております、16年未済額1,409万円あったところが、今回の決算書で見ただけであればお分かりになっていただけますように、534万円ということで、1,000万円ぐらいの解決もできているようでございます。

それで、この5月に摂津市の方で債権管理対策協議会というのが設置されました。私どもの方は、いわゆる受益者負担金、それから使用料につきまして、滞納整理部会の方に属してまして、関係各課の意見を伺いながら、あるいは滞納整理方法を学びながら、鋭意徴収に努力しているところでございます。

何も一定の徴収緩和措置というのも現実問題考えなければならぬというのがございます。ただ強く迫るだけが脳ではなくて、やはり本人さんの分割納付のしやすい方法等も相談に応じさせていただいております。

そして、使用料の件でございますけれども、去年、未済額が非常に多額でございました。あの件につきましては、いわゆる年度間のずれによる19年度に入ってきた分で、今回、未済額が大きく少なくなったというところもございますが、使用料の方で、水道部の方で督促、あわせてやっていただいておりますけれども、その効果もあったことだと思っておりますし、以前、滞納未済額で問題になりました徴収未済の分、徴収漏れ、その分において、こちらの方でもやはり380万円、1年間に徴収できたという点も多少ながらも頑張っただけじゃないかなというふうに思っております。これも文書催告、

それから、現場に行っております。確かに遡及分については、なかなか我々も迫りにくいところもございますので、その辺はこれからも努力して、できるだけお話を伺う中でやっていきたいと思っております。

昨今、民事再生法の適用を受けられる方が多いです。それで、この点についても、いわゆる弁護士、こちらの、いわゆる民事再生法を受けられ方の弁護士と話をすることで、それじゃどうしようということで、具体的な納付方法について、相談に応じていただいたり、あるいは向こうから相談を持ちかけられて、できるだけ解消するように努力はしております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道次長 私の方からランド水路の管理にかかわります植採について、公園と一緒に発注すればという、確かに、委員おっしゃるとおりで、同業種の内容ですから、これは明らかに合体で出す方が多少なりとも安くなるのではないかなというふうには思います。

残念なことに、今のところその内容ではじかにやっておりませんので、できますれば21年度、この時期に公園の方とも確認いたしまして、発注時期が重なるのかどうか、ランドの場合は非常に集中しているところと閑散に植栽しているところ、それと補植等も含めて行っております。そういうふうな状況ですので、うまくマッチングができる内容であれば、公園の方も植栽、私どもも一緒ですけれども、市内業者優先というところもございます。そういうところもありますので、一度、調整は取り組んでみたいと思いません。

それと、三中の清掃活動、水の大切さの指導の取り組みということでございます。私の今までの知る範囲におきましては、一度、三中から地域に対する奉仕活

動と申しますか、そういう指導項目があるのか、ご相談がありました。一度、そういう形で水路の清掃をさせたいというお話があったんですが、そのときは、実際はやりましたけれども、本当は、その子どもが遊ぶ延長でやられると、常に足元の悪いものですから、けがをされても困るということでお断りしたこともございます。ただ、学校の方は、けがをするのも一つの教育の一環だというようなお話で、一度だけされた経過がございます。

ですから、この件につきまして、教育委員会の方でも確認できるかと思いますが、そういう、今でも、その地域での、そういう奉仕活動がなされているのかどうか、私どものガランド水路以外に違う場所での奉仕活動として活動されているのか、そのあたり確認してみたいと思います。

それと水の大切さ、その指導の取り組みということになってきますと、ちょっとこれまた、状況が変わってまいりまして、実はですね、数年前より小学4年生を対象にしまして、その下水の出前講座という形で、それぞれの学校のご希望に沿った形で出前講座、この出前講座といいますのは、私どもが本来、主体にならないのかわかりませんが、私どもの方では処理場管理をしませんものですから、水処理のところまでの説明はなかなか難しゅうございます。ですから、大阪府北部流域下水道事務所の方で、一応、そういう講師的な役をいただいて、私たちは、そのサポートをしております。それぞれの小学校に行きまして、ここの学校の水はどの下水道管に流れますよと、その流れた水は流域下水道幹線というところに流れます。それがまた安威川以南ですと、摂津ポンプ場を經由して、中央水みらいセンターの

方へ流れていくと、こういうふうなものをパワーポイントで目にも訴える形で、水の流れ、そしてもう一つ、簡単な水のBODの測定なんですけど、そういういろんな種類の汚水と言われるもの、そういうもの、変な話ですけども、牛乳ですとか、そういうのも活用しましてね、どういうふうにしたら、これだけきれいにするためには、どういうふうな水の量が要りますよとか、あるいは、こういう施設で処理しなければならないですよという、中学生を対象ではないんですが、小学生向けの、そういう指導をさせていただいたという状況でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 ありがとうございます。受益者負担金、3年間、6期に渡って納付するとか、そういうような優しいというんか、本当に細かい、そういう形で納付していただくような、いろんな手段をとって、収納率を上げていただいているという取り組み、今後も続けていただきたいと思います。

それと、使用料に関しては5年時効というような形もありますので、こちらの資料をもらわれている、未収納額よりは本年少なくなっておりますので、その辺の取り組みもある程度効果が出てくるんかなと思いますので、今後もそういう形で水道の方と連携をとって、進めていただきたいと思います。

それと、今、ガランド水路の出前講座の件なんですけれど、環境なんかは各中学校へ行ってキャリア教育という中の一環で、いろんな、そういう形の取り組みもしておりますし、本当に水道の方も小学生が見学に来たり、いろんな形、きょうも小学生が役所の方に見学という形で入っております。だけど一番大切なのは、やっぱり下水というのか、その水の大切

さという形のことを、今、宮川次長が言われましたような形で、本当に子どもたちに知らせると、その典型的な雨がランド水路であって、下水処理を、そういった形で、そういう水になっているという形のものに、摂津市には、そういう設備があるという形をもっとPRしていただいて、本当に水の大切さという形を、ちょっと周知の仕方が今までの土木下水道部ではまずかったんじゃないかなと、そういう面でPRを、これからもどんどんして行っていただきたいと思います。

それと、さっき言いましたような形の取り組みで緑化に関しても、多分、地元の方と、年何回か来てもらって清掃すると、そういう中で今まで小さな花をプレゼントしたり、そういう形の、部で取り組みされているという形のもんで、どっちみちやったら、部全体でそういう緑化専門に、そういう部分は任した中でやっていくという形のものも同じ部局にありますので、その辺はまず、オール摂津というような考え方を持っていただいて、今までいろんな形でなかなか、機構改革になるのか、その辺はちょっとわかりませんが、何とかそういう一番効率のいいようなやり方で、取り組んでいただくことを要望して終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で、質疑を終わります。

本日はこの程度にとどめ、散会したいと思います。

(午後4時21分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 木村勝彦